

令和4年度第3回総合教育会議

参考資料

1 地域社会や地域産業に貢献する力を伸ばす教育の推進方策

(1) グローバル人材育成関連事業	1
(2) 青少年の国際交流推進事業	4
(3) 国際バカロレア教育の導入	6
(4) 地域学の推進	9
(5) 新時代を拓く高校教育推進事業	11
(6) 高等学校における探究の状況	13
(7) SDG s 教育の推進	14
(8) キャリア教育の取組（小中学校）	15
(9) キャリア教育の取組（高等学校）	17
(10) マイスター・ハイスクール事業	19
(11) 地域産業を支える実学奨励事業	20
(12) 学校における環境教育	22
(13) 消費者教育・金融教育	24

2 多様性を尊重し自他を大切にす心の育成方策

(1) 人権教育の推進	25
(2) インクルーシブ教育システムに基づく「共生・共育」の推進	29
(3) 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組	38
(4) 静岡県学校安全教育目標	39
(5) ふじのくに防災人材育成事業（高校生被災地訪問研修）	40
(6) 地域学校協働活動推進事業	41
(7) 「しずおか寺子屋」推進事業	43
(8) 家庭教育支援事業	45
(9) こども体験・交流推進事業	48
(10) ふじさんっこ応援隊	50
(11) 児童館の概要	55
(12) 新・放課後子ども総合プランの概要	59
(13) 児童遊園の概要	62
(14) 幼児教育の推進	64
(15) 乳幼児保育（低年齢児保育）事業	66
(16) 静岡県子育て未来マイスター認定制度	69
(17) 静岡県地域活動連絡協議会（母親クラブ）の概要	71
(18) 父親参加型交流会開催事業	73
(19) 児童福祉週間	75
(20) 静岡県子ども会連合会の概要	77
(21) 児童・少年の健全育成助成・生き生きシニア活動顕彰	81

グローバル人材育成関連事業

(教育政策課)

1 要旨

国内外で活躍できるグローバル人材の育成を社会総がかりで支援するため、県拠出金及び寄附金により「ふじのくにグローバル人材育成基金」を創設し、県内の高校生及び教職員の海外留学・海外研修等を促進する。

2 基金の概要

(単位：千円)

区 分	R2 年度末残高	R3 実績			R4 当初 (見込)		
		積立	取崩	年度末残高	積立	取崩	年度末残高
県拠出金	179,118	20,000	(事業費)	192,383	12,303	(事業費)	179,686
寄附金等		13,620	20,355		20,000	45,000	
計	179,118	33,620	20,355	192,383	32,303	45,000	179,686

3 事業の概要

(単位：千円)

区 分		概 要		R3当初	R4当初	
国際感覚豊かな人材の育成	海外体験促進	長期留学	海外の教育機関等で語学などの専門分野の留学を体験 【期間】1年程度【上限】300千円	11,500	14,500	
		大学連携企画留学	海外大学と連携して、大学が実施する各種留学・語学研修等に参加 【期間】1週間以上1か月程度未満【上限】300千円			
		短期留学	企画留学			学校、市町、NPO等の民間が実施する語学研修、ボランティア活動等に参加 【期間】1週間以上1か月程度未満【上限】300千円
			静岡県関連事業留学			県及び県教委が主催、共催、後援又は募集している事業に静岡県代表として参加 【上限】100千円
	教職員の海外研修	本人企画	教職員が海外での教育機関等で専門分野や現代的な課題の研究等を実施 【期間】1週間以上1か月程度未満【上限】500千円	3,000	3,000	
		県企画	「小学校英語対応海外研修」 小学校教員の英会話力向上、異文化や共生教育への理解に向けた語学研修を実施 【期間】1週間以上1か月程度未満	3,000	3,000	
グローバルハイスクール研究指定		学校の特徴を生かした課題研究を中心に、海外の大学や研修機関等と連携してフィールドワーク等を実施する学校を指定【指定期間】2年程度【上限】2,000千円	17,000	14,000		
「ものづくり県」の次代を担う人材の育成	海外インターンシップ	普通科	県内企業の海外工場や海外支社等における就労体験等を実施 【期間】国内(2日間)海外就労体験(3泊4日)【県実施】全額県負担	3,000	3,000	
		専門学科等		6,000	6,000	
	ものづくり等の世界大会参加		ロボット競技等のものづくりに関する世界大会へ参加 【対象】専門高校等の生徒 【上限】300千円(国内開催は100千円)	1,500	1,500	
合 計				45,000	45,000	

4 事業実績

区 分		2016 実績 (応募)	2017 実績 (応募)	2018 実績 (応募)	2019 実績 (応募)
高校生の 海外体験 促進 (留学)	長期留学	5 人 (20 人)	6 人 (12 人)	5 人 (31 人)	5 人 (17 人)
	大学連携 企画留学	5 人+引率1人 (10 人)	10 人+引率1人 (10 人)	29 人+引率3人 (40 人)	29 人+引率3人 (33 人)
	短期留学	23 人 (76 人)	43 人 (67 人)	22 人 (95 人)	31 人 (60 人)
教職員の海外研修		6 人 (16 人)	8 人 (8 人)	9 人 (9 人)	16 人 (27 人)
グローバル ハイスクール		2 校 37 人 掛川西、日大三島 (6 校)	3 校 108 人 掛川西、日大三島、 浜松開誠館 (4 校)	3 校 112 人 掛川西、日大三島、 浜松開誠館 (3 校)	1 校 23 人 +引率3人 浜松開誠館 (1 校)
海外インターンシップ		15 人+引率3人	43 人+引率8人	36 人+引率6人	38 人+引率6人
ものづくり等世界大会		2 人	3 人	0 人	0 人
人数計		97 人	230 人	222 人	154 人
事業額 (千円)		18, 879	37, 993	36, 636	36, 601

区 分		2020 実績	2021 実績
高校生の 海外体験 促進 (留学)	長期留学	募集中止	募集中止
	大学連携 企画留学	募集中止	155 人 春・夏開催 ※オンライン英会話プログラム
	短期留学	募集中止	募集中止
教職員の海外研修		募集中止	募集中止
グローバル ハイスクール		3 校 82 人 ※海外派遣無オンライン交流等 藤枝西、浜松湖南、西遠女子	6 校 141 人 ※海外派遣無オンライン交流等 藤枝西、浜松湖南、西遠女子、静岡城 北、浜松湖東、静岡聖光
海外インターンシップ		募集中止	52 人+教員5人
ものづくり等世界大会		0 人	0 人
人数計		82 人	353 人
事業額 (千円)		4, 527	20, 355

※2020、2021 においては、応募者 (校) 全員が本事業に参加した。

○2021 年度の新型コロナウイルス感染症対策に係る対応

- 4 月から準備が必要な海外派遣は中止 (長期留学、教職員海外研修等) し、年度後半に実施可能な海外派遣についても中止 (短期留学、海外インターンシップ) とした。
- 大学連携企画留学は、ジョージタウン大学のオンライン英会話プログラムを春、夏に実施し、155 人の生徒が参加した。
- グローバルハイスクールは6校を指定し、オンライン交流を含めた国内中心型での課題研究を実施した。
- 海外インターンシップは、静岡銀行本部及び香港支店 (予定) とオンラインで結び、57 人の生徒及び教職員が静岡銀行の国際業務について学びを深めた。

5 2022年度事業計画及び方針

平成28年度参加者の追跡調査や新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、以下の方針により実施する。

- ・海外インターンシップ（普通科含む）等の気軽に参加できる派遣機会の拡充
- ・生徒の海外体験意欲を後押しする教職員の海外派遣機会の拡大
- ・グローバルハイスクール指定校を中心に、オンライン（国際シンポジウム開催、海外連携校との交流等）と実際の海外渡航をミックスした国際交流

○2022年から4年間で1,000人の高校生、教職員の海外体験を促進

区 分		2022年～2025年度（予定）
高校生の 海外体験促進 （留学）	長期留学	5人
	大学連携企画留学	10人＋教員1人
	短期留学	24人
教職員の海外研修	企画留学	教員6人
	県企画	教員11人
グローバルハイスクール		127人＋教員13人
海外 インターンシップ	普通科	9人＋教員3人
	専門学科等	30人＋教員6人
ものづくり等世界大会		5人
人数計		250人（うち教員40人）
事業額（千円）		45,000

○2022年度の海外交流事業の対応（見直し）

令和4年9月以降実施予定の海外交流事業については、事業所管課と関係課、学校等が協議の上、安全、安心等の状況を踏まえて適切と判断する場合は、実施可能とする。（令和4年7月1日付け教高第337号）

ただし、今後、国や静岡県の新型コロナウイルス感染症の警戒レベル等により行動制限等が実施される場合は、中止とする。

メニュー・期間等		内容
高校生の 海外体験 促進 （留学）	長期留学 （1年程度）	11月以降、冬季、春季休業中の実施を目途に募集
	大学連携企画留学 （夏季：1週間～1か月未満程度）	短期留学：R4年度は中止 オンライン英会話プログラム（夏季）：8/9～8/20に実施（36人参加）
	短期留学 （1週間～1か月未満程度）	11月以降、冬季、春季休業中の実施を目途に募集
教職員の 海外研修	教職員研修 （1週間～1か月未満程度）	R4年度は中止
	小学校英語研修 （2週間程度）	
グローバルハイスクール（2年指定）		R4年度は6校指定
海外 インターン シップ	普通科	1～3月を目途に事業実施を検討中
	専門学科等	
ものづくり等世界大会		案件に応じて支援

青少年の国際交流推進事業

(教育政策課)

1 概要

静岡県地域外交戦略を展開するにあたり、必要な施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、静岡県地域外交推進本部会議が平成28年4月に設置された。

教育委員会においては、教育政策課が幹事として、地域外交課等との連絡・調整に当たり、関係課が地域外交関連事業等を実施する。

2 令和4年度計画

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の状況、実施準備期間等を踏まえ、オンラインとオフラインを組み合わせたハイブリッド型の取組を推進する。

また、日中青年代表交流発展事業については、静岡県・浙江省友好提携40周年を迎えることから、相互交流の再開を目指す。

(単位：千円)

事業名		内容等	予算額
日中青年代表交流発展事業	相互交流	<ul style="list-style-type: none"> ・経済、産業、教育、行政等の各分野における静岡県と中国浙江省の青年同士の交流 ・相互交流 日中青年各20人程度【中止】 ・ホームページを活用した交流（令和2年度から継続） ・浙江省青年連合会とのオンライン会議（令和4年6月28日） ・藤枝明誠高校と杭州東方中学との姉妹校提携 ・中国浙江省魅力探究セミナー（令和4年7月10日 県民21人参加） 	2,917
モンゴル国ドルノゴビ県との高校生相互交流事業	派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル国（ドルノゴビ県含む）への高校生（25人）派遣 ・学校訪問、体験活動等の実施（7月下旬～8月上旬の6日間）【中止】 	6,305
	受入	<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル国（ドルノゴビ県含む）高校生（40人）受入 ・学校訪問、体験活動等の実施（12月12日～19日 8日間） 	2,987
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・高校生企画によるドルノゴビ県へのランドセル寄贈 	—
モンゴル国教員人材育成支援事業	派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル国への指導主事（2人）派遣（9月下旬の7日間） ・教員教育研修センターでの事前の情報交換に基づく研修、モンゴル教員との意見交換、学校訪問等の実施【中止】 	—
	受入	<ul style="list-style-type: none"> ・モンゴル国の教員2人の研修受入（期間：2月6日～13日 8日間） ・総合教育センターでの研修、学校訪問の実施 	691
合計			12,900

3 令和3年度実績

(単位：千円)

事業名		内容等	予算額		
日中青年代表 交流発展事業	相互 交流	<ul style="list-style-type: none"> ・相互交流中止 ・藤枝明誠高校と杭州東方中学との姉妹校提携に向けた準備 ・浙江省青年連合会とのオンライン会議 (令和3年6月22日、令和4年1月27日) ・中国浙江省魅力探求セミナー(令和4年1月22日) ※中止 	571 (▲3,075)		
モンゴル国ド ルノゴビ県と の高校生相互 交流事業	派遣	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、交流事業は中止したが、可能な範囲で交流を実施	3,629 (▲5,663)		
	受入	<table border="1"> <tr> <td>1月14日 (金)</td> <td>モンゴル国ドルノゴビ県との友好提携締結10周年記念として、県立高校生(生徒会活動等)の企画によるドルノゴビ県へのランドセル寄贈及びオンライン交流を実施</td> </tr> <tr> <td>1月31日 (月)</td> <td>モンゴル国ドルノゴビ県との友好提携10周年オンライン記念式典を開催(担当：地域外交課)</td> </tr> </table>		1月14日 (金)	モンゴル国ドルノゴビ県との友好提携締結10周年記念として、県立高校生(生徒会活動等)の企画によるドルノゴビ県へのランドセル寄贈及びオンライン交流を実施
1月14日 (金)	モンゴル国ドルノゴビ県との友好提携締結10周年記念として、県立高校生(生徒会活動等)の企画によるドルノゴビ県へのランドセル寄贈及びオンライン交流を実施				
1月31日 (月)	モンゴル国ドルノゴビ県との友好提携10周年オンライン記念式典を開催(担当：地域外交課)				
モンゴル国教 員人材育成支 援事業	派遣	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、交流事業は中止したが、可能な範囲で交流を実施	—		
	受入	<table border="1"> <tr> <td>2月17日 (木)</td> <td>オンラインでの指導主事相互交流を実施 ・実技実習(地層の見学、砂の顕微鏡観察等) ・理科の授業作り研修のスライドによるプレゼン等</td> </tr> </table>	2月17日 (木)	オンラインでの指導主事相互交流を実施 ・実技実習(地層の見学、砂の顕微鏡観察等) ・理科の授業作り研修のスライドによるプレゼン等	0 (▲762)
2月17日 (木)	オンラインでの指導主事相互交流を実施 ・実技実習(地層の見学、砂の顕微鏡観察等) ・理科の授業作り研修のスライドによるプレゼン等				
合 計			4,200 (▲9,500)		

4 令和2年度実績

(単位：千円)

事業名		内容等	予算額		
日中青年代表 交流発展事業	相互 交流	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、例年の相互交流は実施は中止し、コロナ禍でもできる交流事業を実施</p> <p>(1)ホームページを活用した交流活動 (2)10周年記念誌の作成2,500部 (3)浙江省とのオンライン会議(令和3年1月28日)</p>	338 (3,646)		
モンゴル国ド ルノゴビ県と の高校生相互 交流事業	派遣	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、交流事業は中止したが、可能な範囲で交流を実施	48 (9,313)		
	受入	<table border="1"> <tr> <td>8月25日 (火)</td> <td>モンゴル国教員・教育・研修センター長、ドルノゴビ県教育・文化長との会議(オンライン)</td> </tr> <tr> <td>10月20日 (火)</td> <td>ドルノゴビ県の子供たちにランドセル寄贈(オンライン寄贈式)</td> </tr> </table>		8月25日 (火)	モンゴル国教員・教育・研修センター長、ドルノゴビ県教育・文化長との会議(オンライン)
8月25日 (火)	モンゴル国教員・教育・研修センター長、ドルノゴビ県教育・文化長との会議(オンライン)				
10月20日 (火)	ドルノゴビ県の子供たちにランドセル寄贈(オンライン寄贈式)				
モンゴル国教 員人材育成支 援事業	派遣	中止	0		
	受入	中止	0 (762)		
合 計			386 (13,721)		

国際バカロレア教育の導入

(高校教育課)

1 概要

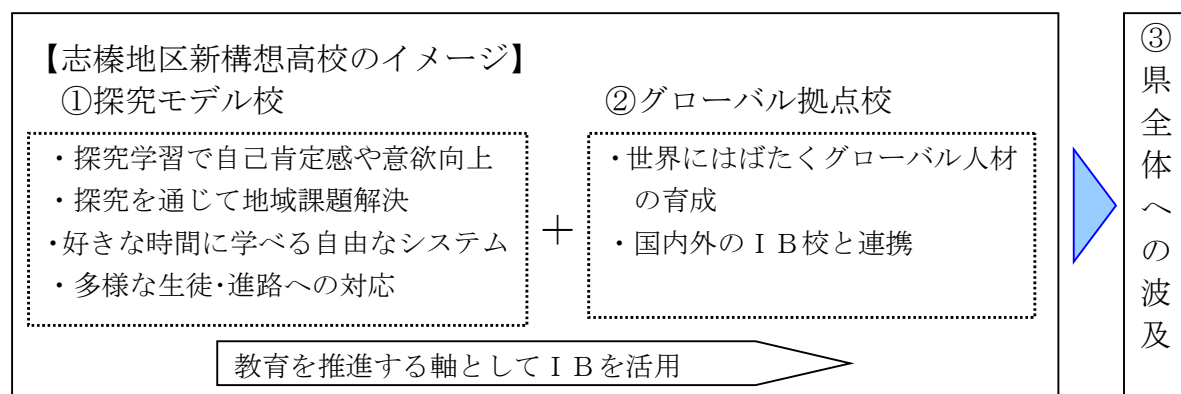
「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」を踏まえ、国際バカロレア（IB）機構による認定に向け申請する学校を、志榛地区新構想高等学校(仮称・令和6年度開校予定)とし、認定に向けた準備を行う。

2 選定の考え方

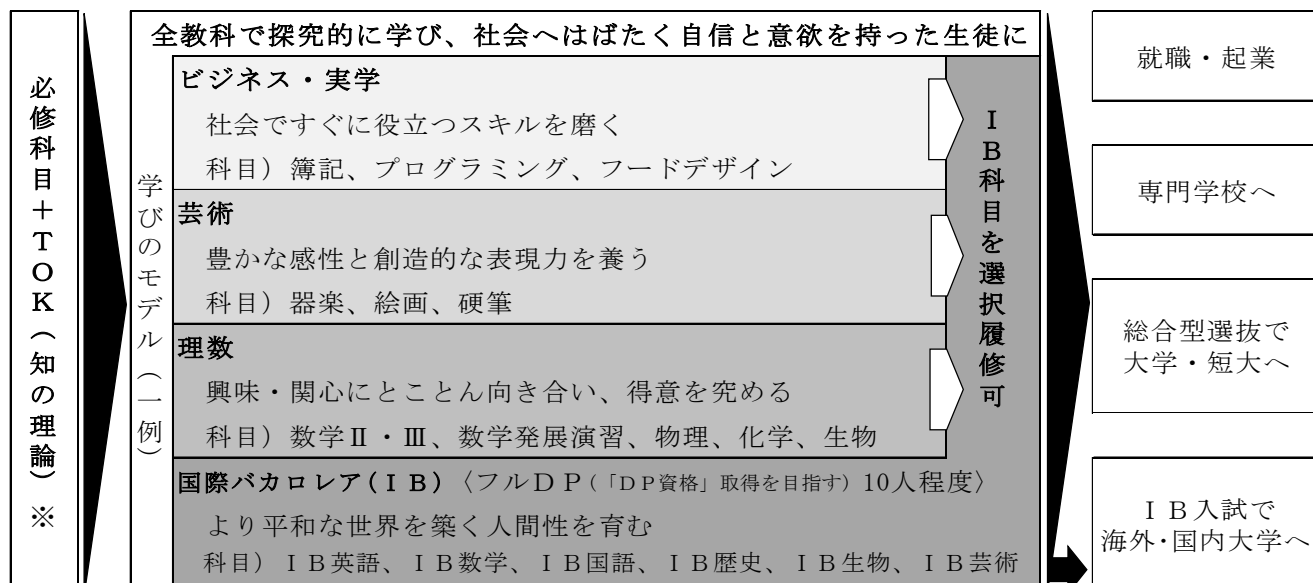
IBプログラムを活用して、多様性や自由を尊重する新しい教育の象徴となる県立高校の実現を志榛地区新構想高校において目指す。

(志榛地区新構想高校の特徴)

- ・新設の高校であり学校のコンセプトを自由に設計することが可能
- ・多部制単位制で柔軟かつ多様な科目設定が可能（フレックスハイスクール）
- ・IBが重視する探究活動、グローバル教育との親和性が高い
- ・富士山静岡空港に近く、国際的な交流の展開可能性が高い



3 新構想高校における学び（モデルケース）



※ TOK(知の理論)：IBの考え方の基礎となる科目で探究学習の基礎力を養う。

4 スケジュール（予定）

開校時から探究活動を軸とした学習を展開し、令和8年度を目処にIB教育導入

年度	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9
内容	準備委員会 設置 ↓ 導入校 決定		志榛新構想 高校開校		IB一期生 入学	IB授業 開始
	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">探究活動を軸にした教育</div>					
		関心校	候補校	認定校		

【参考1】IBの概要

国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラムで、多様な文化の理解と尊重の精神を通じて、より良い、より平和な世界を築くことに貢献する、探究心、知識、思いやりに富んだ若者を育成することを目的とする。

（1）IBの学習者像（IBプログラムが育成を目指す人物像）

国際的な視野をもつ人間の育成を目指し、10の人物像を示す。

<ul style="list-style-type: none"> ・探究する人 ・知識のある人 ・考える人 ・コミュニケーションができる人 ・信念をもつ人 	<ul style="list-style-type: none"> ・心を開く人 ・思いやりのある人 ・挑戦する人 ・バランスのとれた人 ・振り返りができる人
--	---

（2）本県におけるIB導入概要

（「静岡県立高等学校における国際バカロレア教育の導入基本計画」（R4.3）より）

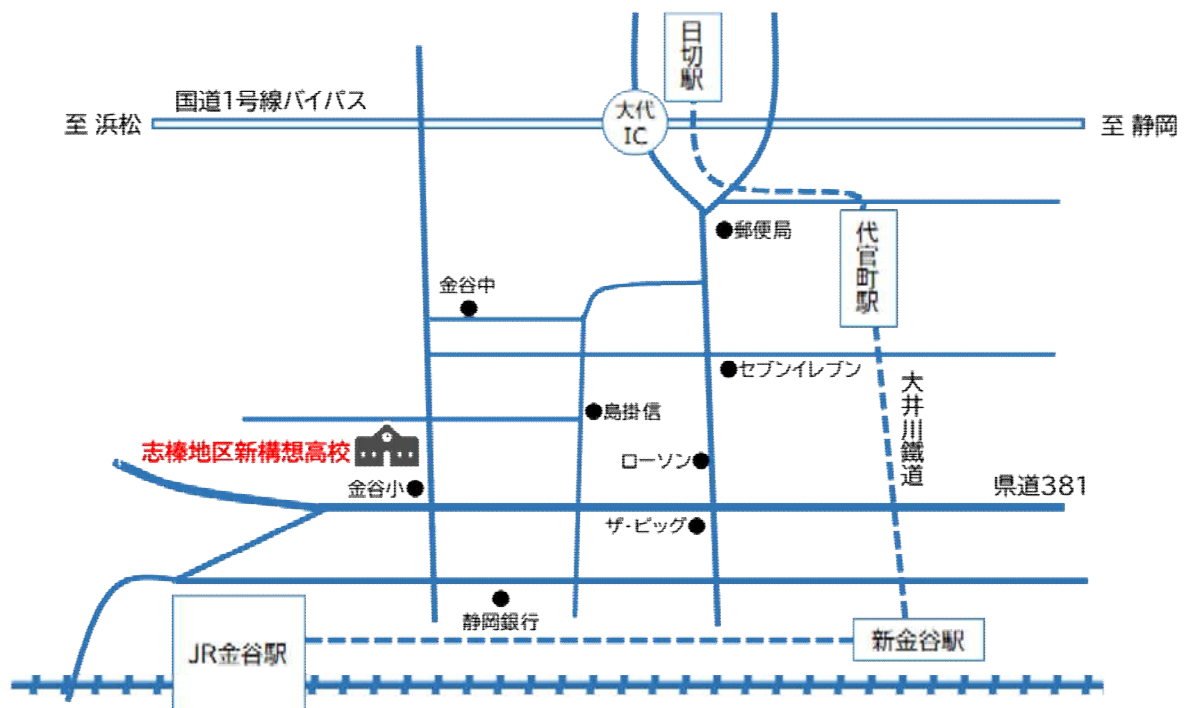
項目	内容
コンセプト	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い知識の探究スキル、課題発見・解決能力、コミュニケーション能力等を育成するため、<u>少人数（10人程度）の双方向・協働型授業による探究的学習を实践</u> ・海外大学進学をはじめ、<u>多様な進路希望に対応する履修形態や充実した進路支援</u> ・国際バカロレアの教育理念を導入校全体で共有するとともに、県立高校全体の<u>グローバル教育及び先進的な探究学習の核となる拠点校</u>を目指す
導入形態	プログラム デュアル・ランゲージ・ディプロマ・プログラム(DLDP) ※6科目中2科目以上を英語、他は日本語で実施。 本県では英語と数学を英語で、その他を日本語で実施予定
	履修形態 選択科目の履修 （個々のニーズに応じてフルDP※1と一部科目履修※2とを選択可能） ※1 海外大学受験に活用可能であるなどの国際的通用性を持つ「DP資格」の取得を目指す。 ※2 一部IB科目を履修するが、「DP資格」の取得は目指さない。
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・フルDP：10人 ・一部科目履修（選択）：各IB科目10人程度（IB英語は30人程度）

【参考2】志榛地区新構想高校(仮称)について

(1) 概要

項目	内容
学 校 名	未定（令和4年9～10月に校名募集予定）
開 校 年 度	令和6（2024）年度
設 置 場 所	現在の金谷高等学校の校地
募 集 定 員	160人／年（※令和5年秋の入学定員発表で確定）
設 置 学 科	普通科
教 育 目 標	多様な生き方を尊重し、興味・関心や進路希望に応じた学習によって生徒の持つ能力や個性を伸長させ、社会や地域に積極的に参画し貢献する自立した人材を育成する。
特 色	<ul style="list-style-type: none"> ・多部制単位制の「フレックスハイスクール」で、大学のように自分のペースで通学時間や時間割を決められる。 ・生徒の興味・関心、進路希望等に応じて多様な科目を選択できる。

(2) 周辺図



地域学の推進

(高校教育課)

1 要旨

(1) 地域学とは

地域の自然、人、事象などを学ぶことによって、郷土観を確立し、ひいては地域活性化や地域づくりを図っていく学習活動。

(2) 目的

地域を理解し、地域に貢献する人材を育成するため、伊豆ジオパーク、富士山、浜名湖等、学校周辺地域の特色を生かした学習活動を推進する。

2 県立高校における取組状況

- ・ オンラインワンハイスクール指定校やサイエンススクール指定校を中心に、地域団体や企業等と連携した地域課題解決に向けた探究活動や、地域の自然環境を学ぶ取組が、総合的な探究の時間や学校行事、部活動を中心に実践された。
- ・ 各教科・科目の授業や総合的な探究の時間、部活動等の教育活動における地域学に関する取組について、各学校における令和2年度の実施状況やこれまでの具体的取組を調査する「地域学に関する調査」を8月に実施した。多くの学校で、地域と協働した活動や、地域の歴史や自然について学ぶ活動を実施していることが確認された

【令和2年度実施状況】

課程等	授業	総探	特活	部活	他	全体
全	59	54	47	59	34	85
	67%	61%	53%	67%	39%	97%
定	8	7	6	2	0	14
	40%	35%	30%	10%	0%	70%
通	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%
計	67	61	53	61	34	99
	61%	56%	45%	58%	33%	91%

※調査対象：全日制 88 校（分校を含む）、定時制 20 校、通信制 1 校 計 109 校

※全体は、いずれかの項目で実施している学校の数を示す。

《参考》各学校における取組状況（令和3年度調査）

○ 主な取組（2018～2021年度）

地域の歴史	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の史跡のフィールドワーク（多数） 「土肥金山」「依田邸」「へダ号」「葦山反射炉」「願成就院」「藁科川霞堤」「次郎長生家」「清水カトリック教会」「秋葉神社下社」「根堅遺跡」 ・ 国語で地元を舞台にした教材を使用（多数） 「金色夜叉」「伊豆の踊子」「伊勢物語（東下り）」「十六夜日記（駿河路）」 ・ 島田空襲にまつわる映画製作と上映、諏訪原城の模型制作（島田工業） ・ 古い航空写真とフィールドワークによる街の変化の学習（吉原工業） ・ 学校設定科目「静岡県の文学」における作品、作家の学習（浜松大平台）
地域の産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地元の特産品を使用した商品開発（多数） ・ 学校設定科目「地域学」における農林局による林業体験（浜松湖北） ・ 漁協の協力による魚のおろし方教室（伊東・定） ・ 静大農学部と共同で地元わさびの耐暑性向上に関する基礎研究（藤枝北）
地域の文化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の民族芸能・伝統行事についての勉強・体験（多数） 「舞踊：金色夜叉」「チャッキリ節」「御神輿御渡り役」 ・ 郷土料理の調理（多数） ・ 世界農業遺産「静岡水わさびの伝統栽培」の研究 （わさび苗の増殖、保存、わさび田の生物多様性の調査）（田方農業） ・ 棚田での畔塗活動（松崎） ・ 学校設定科目「郷土研究」「伝統基礎音楽」「森町の伝統工芸」における活動（陶芸家による指導を受けた作品制作等）（遠江総合）
地域の自然	<ul style="list-style-type: none"> ・ 白田川の青白く見える原因と硫黄採掘跡の検証（下田） ・ 伊豆半島ジオツアー（多数） ・ 富士山学習と富士山周辺の自然環境に関するフィールドワーク（富士） ・ 南アルプス高山植物種子保存プロジェクト参加（田方農業） ・ 絶滅危惧種等の調査・研究・保護（多数） 「アカイシリンドウ」「タカネマンテマ」「シブカワツツジ」 「カワラハンミョウ」「ベッコウロンゴ」 ・ 地学基礎でスコリア丘である大室山の形成について学習（伊東・定）
地域課題 ・ 活性化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市長、市議会議員、市役所職員、地元企業等との意見交換（多数） ・ 農協と協力した耕作放棄地の増加に伴う転作作物の検討と実証（下田） ・ 伊豆箱根鉄道と連携した駅からのウォーキングコース企画（沼津商業） ・ 地元の特産品を活かした商品開発、メニュー開発（多数）
地域防災	<ul style="list-style-type: none"> ・ 七夕豪雨について学びハザードマップで避難行動を議論（静岡・定） ・ 静岡市上下水道局の依頼で地域の防災訓練用の動画を政策（科学技術） ・ 市危機管理課職員等の説明を受けながらの防潮堤散策（浜松江之島）
SDGs	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川、海岸清掃（多数） ・ 富士市今井の海岸におけるプラスチックゴミの構成比分析（吉原工業） ・ 富士山富士宮口登山道の清掃（富士東）

新時代を拓く高校教育推進事業

(高校教育課)

1 概要

- 高等学校は中学校を卒業した生徒の多くが進学する一方で、高校生の興味・関心、進路等が多様化しており、高等学校が対応すべき教育上の課題が複雑化している。
- 少子高齢化、就業構造の変化、グローバル化、技術革新の急速な進展による Society5.0 の到来など、高等学校を取り巻く状況が激変している。



このような新しい時代に対応した魅力ある高等学校を実現するため、「**新時代を拓く高校教育推進事業**」を実施

2 対応

魅力ある学校づくり推進事業、新学科等の研究成果、国の普通科改革、新学習指導要領の実施等を踏まえ、普通科改革、新学科等の具現化、実学系学科の産学官連携を進める。

区分	対応	R3	R4	R5	R6~
普通科 新学科	《オンリーワン・ハイスクール》 普通科の改革(文理融合・学際領域・地域連携) 新学科・トンガッタの具現化 中山間地域等の小規模校の魅力化		県：高校改革の具現化・探究		●新学科等
			国：高校改革		
実学系 学科	《プロフェッショナルへの道》 産学官一体の共同体制の構築と実践		県：産学官一体の実学推進		

3 事業概要

(単位:千円)

	区分	内容(例)	R4 当初
オンリーワン・ハイスクール	イノベーション・ハイスクール	I 文系・理系をバランスよく学ぶリベラルアーツの推進 II オリジナルな探究活動支援のカリキュラム研究 等	14,500
	アカデミック・ハイスクール	I SDG s 等学際的・領域横断的な新たな社会課題の探究 II 大学等の先端設備、人材を活用した新学科のカリキュラム研究 等	18,500
	グローバル・ハイスクール	I 地域協働による地域社会の課題解決に向けた探究 II 地域と連携した学校設定科目の研究 等	22,000
	フューチャー・ハイスクール	I 過疎地域等の小規模校の地域に開かれた学校づくり II 単位認定を伴う遠隔授業の活用 等	9,000
	運営指導委員会	有識者による指定校の選定・評価	1,000
プロフェッショナルへの道	未来のスペシャリスト育成	産業界・大学連携による技術・技能習得 農林水産業スマート技術活用人材育成	18,900
	パワーアップチャレンジプログラム	他県高校生との競い合いによる技術向上 ・ものづくり大会、学会等への参加支援 等	4,600
	産業界との連携強化	産業界と連携した教育課程の研究	5,000
	子どもフォアフロント体験教室	中学生等への物作り体験	1,200
	実学チャレンジフェスタ	実学高校の技術・技能を小中学生に発信 ・連携企業と出展、研究内容の発表 等	5,300
		計	100,000

オンリーワン・ハイスクール：I 類実施校は公募による指定、II 類実施校は高校教育課が指定

4 オンライン・ハイスクール実施校

	学校名	取組テーマ	
イノベーション	「文系・理系科目をバランスよく学びレベルアップの推進」Ⅰ類3校、Ⅱ類4校		
	Ⅰ	清水東	普通科・理数科の相互作用による文理の枠にとらわれない探究活動の研究
		藤枝東	文理融合カリキュラム・文理選択時期の研究
		浜松西	STEAM教育を軸とした文理の枠を超えたカリキュラムの研究
	Ⅱ	沼津西・沼津城北	生徒が設定したオリジナルな探究活動を支援するカリキュラム研究
沼津東、静岡、浜松北		医療人材育成に向けたカリキュラム研究	
アカデミック	「SDGsをはじめとする学際的・領域横断的な新たな社会課題を探究」Ⅰ類6校、Ⅱ類3校		
	Ⅰ	富士東	県内大学との連携・協働を取り入れた探究学習を核としたカリキュラムの研究
		静岡東	「探究学習ネットワーク」との連携を軸としたSDGsに関する探究活動の研究
		焼津中央	高大連携を主とした既存事業の体系化と新たな教育プログラムの研究
		掛川西	大学等専門機関と連携した系統的な社会課題解決学習の実践及びカリキュラム研究
		浜松南	コンソーシアム(大学・地元企業・市)と連携した授業改善と学校設定科目の研究
		浜松湖南	英語科レガシーの横展開と大学等と連携した開かれた教育課程の研究
	Ⅱ	清水南	SPACと連携した演劇科設置に向けたカリキュラム研究
		静岡西	大学の先端設備を活用したスポーツ分野のカリキュラム研究
三島北		海外の教育機関や企業等と連携したカリキュラム研究及び実践	
	学校名	取組テーマ	
グローバル	「地域と協働し、地域社会の課題解決に向けて探究的学びを推進」Ⅰ類7校、Ⅱ類4校		
	Ⅰ	吉原	国際科や地域と連携した「住み続けられるまちづくり」を考える課題解決学習の研究
		富士宮北	地域資源(世界文化遺産・富士山)を活かした探究学習の研究
		富士宮西	地元自治体との連携と「富士宮市総合計画」に基づく地域課題をテーマとした総合探究の発展・研究
		清水西	地域福祉・医療系分野との連携を主とした地域課題解決学習の研究
		磐田北	市・大学・高校が連携した体験活動を核とした教育課程の研究
		浜北西	コミュニティ・スクールの活用を軸とした地域課題解決学習の研究
	Ⅱ	湖西	産官学と連携した「湖西学」と各教科の繋がりを実現する指導計画の研究
		池新田・横須賀	地域の企業と連携した先端施設の活用及び就業体験の実施等の授業の充実と単位認定の研究
熱海、榛原		地域と連携した学校設定科目の研究	
	川根	自治体及び海外企業と一体となった地域づくり	
フューチャー	「中山間地域等の小規模校において、先端技術の活用や地域資源等の学校運営への参加を積極的に促進」Ⅰ類3校、Ⅱ類3校		
	Ⅰ	南伊豆分校	町と連携したカリキュラムマネジメントの実施による賀茂地区の人材育成の研究
		稲取	多様な学びや自己実現ができる学校となるためのICT技術の活用研究
		相良	地域人材を活用した地域活動の円滑な運営と探究型学習の深化の研究
	Ⅱ	土肥分校、佐久間分校	中山間地域におけるICT技術や地域資源等を活用した多様な学習機会の提供の研究
春野校舎		中山間地域の学校が連携した地域活性化の取組及び先端技術を活用した生徒の多様な学びの機会の保障の研究	

高等学校における探究の状況

(教育政策課、高校教育課)

1 高等学校学習指導要領における「総合的な探究の時間」の位置付け

- ・高等学校学習指導要領（平成30年告示、令和4年4月1日施行）では探究が重視されており、探究的科目（古典探究、地理探究、理数探究など）の新設とともに、「総合的な学習の時間」から「総合的な探究の時間」に改訂された。
- ・移行措置として平成31年度入学生から「総合的な探究の時間」に改訂されている。

「総合的な探究の時間」改訂の基本的な考え方

（「高等学校学習指導要領(平成30年告示)解説 総合的な探究の時間編」第1章第2節2(1)より）

高等学校においては、名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせて統合させ、働かせながら、自ら問いを見いだし探究する力を育成するようにした。

2 「総合的な探究の時間」の具体例

高等学校学習指導要領が改訂(令和4年4月1日施行)され、全県立高校で「総合的な探究の時間」を実施している。

項目	具体例
国際理解、情報、環境、福祉等の現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題	・生徒が、SDGsの取組目標の内、興味のある分野の課題について、大学、行政、NPOと連携しながら取り組み、課題解決に取り組む。(静岡東) ・ICTを活用して海外の高校生や留学生との交流を実施し、SDGsの視点から貧困や教育などの課題解決に取り組む。(三島北)
地域や学校の特色に応じた課題	・地域社会の強みや課題について調査し、地域を活性化させるために最も望ましい事業は何かについて、課題解決に取り組む。(富士宮西、湖西) ・学校の売りを何にしていけるのかを学校周辺地域の行政や学校等に調査し、課題解決に取り組む。(磐田北)

3 今後の展開

先進事例の共有や教員同士の公私を超えたネットワーク形成等の機会として「探究シンポジウム」を開催し、探究に係る活動の一層の推進を図るとともに、学校と地域社会との連携を進めるためのプラットフォームづくりに繋げていく。

《開催概要》

日時	令和4年8月16日(火) 13時～16時
会場	グランシップ(併せてライブ配信)
参加者	会場参加105名(県内高校教員82名、事例発表校生徒12名、その他11名) WEB参加86名(県内外小中高校教員、大学、企業、NPO等)
内容	基調講演、パネルディスカッション、事例発表・情報交換

SDGs 教育の推進

(教育政策課)

1 静岡県SDGsスクールアワードの創設

SDGsモデル県として、学校におけるSDGsの取組を推進するため、新たに静岡県SDGsスクールアワードを創設する。

<「静岡県SDGsスクールアワード2022」の概要>

概要	学校における優れたSDGsの取組を表彰
募集対象	県内全ての児童・生徒（小中学校・義務教育学校、特別支援学校、高等学校）
募集期間	令和4年9月1日～11月21日
表彰式	令和5年2月10日（金）

2 アカデミック・ハイスクールにおける取組

令和3年度から実施しているオンリーワン・ハイスクール事業のうち、アカデミック・ハイスクールにおいて、SDGs等に関連した探究をテーマに研究に取り組んでいる。

<アカデミック・ハイスクール（I類）の概要>

選考方法	公募（外部有識者による選考）	
研究内容	SDGsをはじめとする、学際的・領域横断的な分野の探究	
実施校	富士東	県内大学との連携・協働を取り入れた探究学習を核としたカリキュラムの研究
	静岡東	「探究学習ネットワーク」との連携を軸としたSDGsに関する探究活動の研究
	焼津中央	高大連携を主とした既存事業の体系化と新たな教育プログラムの研究
	掛川西	大学等専門機関と連携した系統的な社会課題解決学習の実践及びカリキュラム研究
	浜松南	コンソーシアム(大学・地元企業・市)と連携した授業改善と学校設定科目の研究
	浜松湖南	英語科レガシーの横展開と大学等と連携した開かれた教育課程の研究

3 ユネスコスクール

ユネスコ憲章に示されたユネスコの理想を実現するため、平和や国際的な連携を実践する学校として1953年に創設された。文部科学省及びユネスコ国内委員会では、ユネスコスクールをESD^{*}(持続可能な開発のための教育)の推進拠点と位置付けている。

※ESD (Education for Sustainable Development)

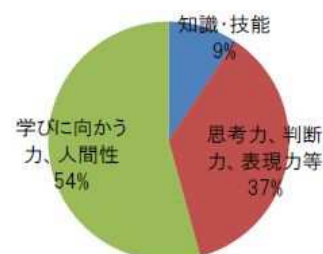
〔 2002年に日本が提唱した考え方で、近年では、持続可能な社会の創り手を育成するESDは、SDGsの全ての目標の実現に寄与するものとされている。〕

県内の登録校	静岡市立久能こども園、静岡市立和田島こども園、静岡市立清沢こども園、静岡市立東豊田こども園、静岡市立由比こども園、静岡サレジオ小学校、富士市立岩松北小学校、伊豆市立天城中学校、静岡市立玉川中学校、掛川市立北中学校、富士宮市立富士宮第二中学校、私立星陵中学校・高等学校、不二聖心女子学院、県立伊豆総合高校、県立駿河総合高等学校、磐田市立竜洋中学校（令和3年12月に日本ユネスコ国内委員会へ申請）
--------	--

(参考) 2019年度ユネスコスクール活動調査結果 (抜粋)

○ ユネスコスクールの教育活動で取り上げたSDGs17の目標(上位6項目)

○ 最も変化の見られた「資質・能力の三つの柱」



キャリア教育の取組状況（小中学校）

（義務教育課）

1 目的

児童生徒が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力（基礎的・汎用的能力＝人間関係・社会形成能力、自己理解・自己管理能力、課題対応能力、キャリアプランニング能力）を身に付けていくことができるように、義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進する。

【令和4年度の重点】

学校で学ぶことと社会との接続を意識させ、一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる資質・能力を育み、キャリア発達を促す教育の推進

2 令和4年度の計画

(1) キャリア教育研修会の開催

ア 目的

キャリア教育の視点から学校の教育活動を見直し、校内外の連携を踏まえたキャリア教育推進のための手立てを考えることを通して、各学校におけるキャリア教育の充実を図る。

イ 対象

公立小中学校（県立中学校を含む）のキャリア教育推進の中心になる教員（主幹教諭、教務主任、キャリア教育担当者、特別活動主任等）1人（悉皆）

ウ 内容（例）

- ・講義…国や県のキャリア教育推進の方針、キャリア・パスポートの活用
- ・実践発表…キャリア教育の優れた実践事例等を紹介
- ・グループ協議…各校のキャリア・パスポートを中心とするキャリア教育の取組

エ 開催日

いずれもオンライン開催

(ア) 静西教育事務所管内：令和4年9月22日（木）

(イ) 静東教育事務所管内：令和4年9月29日（木）

(2) キャリア教育推進協議会の開催（高校教育課主管）

社会・職業との関連を重視しつつ、義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進するため、企業と学校の連携について関係者と意見交換を行う。

(3) 将来につながる体験活動の推進

ア 「WAZAチャレンジ教室」の実施（経済産業部職業能力開発課と連携）

(ア) 目的

優れた技能・技術を持った技能士の派遣・指導により、児童生徒がものづくりを体験する

(イ) 実施校

22校（11月4日現在、19校実施済・3校実施予定）

イ 「夢の教室」の開催（株式会社ローソンと連携…県と包括連携協定）

(ア) 目的

小学5年生、中学2年生を対象に、様々な競技の現役選手や引退した選手などを「夢先生」として学校へ派遣し、「夢をもつことや、その夢に向かって努力することの大切さ」「仲間と協力することの大切さ」などを伝える。

(イ) 実施時期及び実施校

掛川市立曾我小学校：令和4年5月17日

焼津市立小川中学校：令和4年7月1日

富士宮市立黒田小学校：令和4年11月11日

3 令和3年度の実績

(1) キャリア教育研修会

ア 静西教育事務所管内（総合教育センター） 令和3年9月13日（月）

イ 静東教育事務所管内（静東教育事務所） 令和3年9月22日（水）

※両事務所共に、オンラインにて開催

(2) キャリア教育推進協議会 令和4年1月26日（火）

※コロナにより書面開催の予定

(3) 県他部局等との連携

ア 「WAZAチャレンジ教室」の実施（経済産業部職業能力開発課と連携）

県内の小学校11校、中学校20校の応募

コロナで実施延期や中止等あったが、概ね開催。（現在進行形）

イ 「夢の教室」の開催

(ア) 伊豆市立土肥小中一貫校 令和3年4月20日（火）

(イ) 富士市立富士川第一中学校 令和3年11月19日（火）

(ウ) 牧之原市立相良小学校 令和4年1月28日（金）予定

ウ 「ふじのくに見る、触れる、感動する場の体験ガイドブック」の作成及び配布

4 令和3年度末「学校対象調査」結果より

(1) 勤労観や職業観を育む教育を実施したか。

項 目	小学校		中学校	
	R3	前年度比	R3	前年度比
学校又は特定の学年で計画的に実施した	81.7%	-2.5	92.3%	-1.8
担任・教科担当の一部の学級等で実施した	15.7%	+1.8	7.7%	+1.8
実施しなかった	2.6%	+0.7	0.0%	±0.0

(2) 職場見学や職場体験、社会人講話等の活動を実施したか。

項 目	小学校		中学校	
	R3	前年度比	R3	前年度比
実施した	79.2%	+29.7	90.5%	+42.9
実施しなかった	20.8%	-29.7	9.5%	-42.9

(3) 教育活動支援のための外部人材を活用したか。

項 目	小学校		中学校	
	R2	前年度比	R2	前年度比
活用した	98.1%	+1.3	97.0%	-1.8
活用しなかった	1.9%	-1.3	3.0%	+1.8

キャリア教育の取組（高等学校）

（高校教育課）

1 要旨

静岡県が抱える雇用問題の解消に向け、小中学生や高校生等の勤労観・職業観を養い、児童生徒のキャリア発達を促すために、学校におけるキャリア教育を支援する環境づくり、モデル事業を展開する。

2 令和4年度事業計画

継続して実施する予定である。

3 事業実績

(1) キャリア教育推進事業

静岡県キャリア教育推進協議会

目的	義務教育段階からの体系的なキャリア教育を推進する
参加者	経済関係団体、NPO、就業支援機関、大学、専門学校、高等学校等
実施日	令和4年1月26日（水）※書面開催に変更

(2) ころろざし育成セミナー事業

- ・医学部(医学科)進学を目指す生徒に対し、実際の医療現場・医療従事者に接する機会を設けることにより、医師を目指すことの意義について再認識させ、将来の本県の医療を支える人材を育成することを目的とする。
- ・県内の医師不足問題への対応を所管する健康福祉部地域医療課と、医学部医学科進学率の向上を目指す本課が連携し、平成20年度から実施している事業である。

	R 3	R 2	R 1		H30	
			会場	参加者数	会場	参加者数
本セミナー (夏期)	中止 (オンライン講演会で代替)	中止	14 病院	355 人	14 病院	403 人
冬期フォロー アップセミナー	中止	中止 (オンラインガイダンスで代替)	3 会場	155 人	3 会場	150 人
春期フォロー アップセミナー	中止 (オンラインガイダンスで代替)	中止 (オンラインガイダンスで代替)	中止		1 会場	74 人

(3) 大学からの講師招請事業（実施予定を含む）

	年度	実施校数	学部説明	出張授業
静岡大学との連携による出張事業等	R 3	36 校	4 回	83 回
	R 2	26 校	11回	57 回
	R 1	38 校	9 回	81 回

(4) キャリア教育優良教育委員会、学校及びPTA団体等文部科学大臣表彰

年度	表彰校	
R 3	県立袋井商業高等学校	
R 2	募集中止	
R 1	県立伊東高等学校城ヶ崎分校	

(5) キャリア教育推進連携表彰

年度	表彰校
R 3	県立伊東商業高等学校
R 2	募集中止
R 1	

(6) インターンシップ実施状況概要

	県内公立 高等学校数	R 3		R 2	
		実施学校数	実施率 (%)	実施学校数	実施率 (%)
全日制	90 校	64 校	71.1	33 校	36.7
定時制	20 校	5 校	25.0	4 校	20.0
通信制	1 校	0 校	0.0	0 校	0.0
(合計)	111 校	69 校	62.2	37 校	33.3

(分校等 5 校を 5 校と数える。政令指定都市 3 校を含まない。)

(7) 静岡新聞「Future しずおか」との連携

「高校生課外授業」の広報や地域企業紹介冊子（ガイドブック・タブロイド判）の配布の協力を行っている。

4 成果・課題

- (1) 多くの事業が、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため中止・代替措置（オンライン開催等）となった。
- (2) キャリア教育の推進と支援を行うことで、学校と地域や企業との連携事業や社会人講話など、各学校で特色を生かしたキャリア教育への取組が実践されている。今後、地域の産業界と連携・協働しながら、地域課題解決に向けた探究的な学び等とキャリア教育との接続が期待される。
- (3) 各学校において、キャリア教育に基づく生徒の興味関や感心に応じた適切な進路指導が求められている。将来の在り方や生き方を考え、適切な進路選択や職業選択ができるよう支援する取組が必要である。
- (4) 県キャリア教育推進協議会や関係機関等と連携しながら、キャリア教育を推進していく必要がある。

マイスター・ハイスクール事業

(高校教育課)

1 概要

浜松城北工業高等学校を指定校とし、浜松市、ヤマハ発動機、県教育委員会が連携し浜松市の成長産業であるロボティクス分野で活躍できる高卒理工系人材育成システムの構築を行う。

指定校には、「マイスター・ハイスクールCEO」及び実験・実習の指導者となる「産業実務家教員」をヤマハ発動機から招聘し配置する。また、ヤマハ発動機での研修、実習等で施設・設備の共同利用を行う。

2 背景等

第4次産業革命の進展、第6次産業化、DX、IoTの進展等、産業構造や仕事の内容が急速かつ絶えず革新している。

地域の産学官が一体となって地域産業の将来を検討し、高校段階での人材育成を整理し、これに基づく教育課程の開発・実践を行うことが求められている。

本県においても、令和2年度静岡県雇用管理状況調査では、57.1%の企業が「全体的に不足」「一部の人材・職種で不足」と回答している。人材別にみると、不足しているのは「若手社員」が最も多くなっており、職種別にみると「専門・技術」が最も多くなっている。

このような、状況を踏まえ産業界と一体となった職業系の専門高校の抜本的改革を進め、成長産業化を図るとともに、その人材育成機能を持続可能化する令和時代の人材育成を新たに構築していく。

3 令和4年度事業

指定校：県立浜松城北工業高等学校（予算額12,450千円）

- (1) マイスター・ハイスクール運営委員会：(委員5人、学校教育に専門的な知識を有する者、学識経験者、行政機関、民間企業、産業界、各代表 年2回実施)
 - ・マイスター・ハイスクールビジョンの策定
 - ・マイスター・ハイスクールCEO及び、産業実務家教員の選任
- (2) マイスター・ハイスクール事業推進委員会：(委員11人、年2回実施)
- (3) 教育課程、学校設定教科・科目の検討
- (4) 企業で授業の実施、企業の施設・設備の利用等

《R4スケジュール》

事業項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
①運営委員会			➡								➡	
②事業推進委員会						➡				➡		
③学校設定科目の検討		➡										
④産業界との連携				➡								
⑤産業実務家教員による課題研究の指導						➡						
⑥部活動連携					➡							

地域産業を支える実学奨励事業

(高校教育課)

1 要旨

社会の変化に柔軟にかつ主体的に対応できる能力と、産業界で必要となる高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成を図る。

2 令和4年度事業計画

地域産業を支える実学奨励事業費
(予算額 20,000 千円)

区 分	内 容						
実学高度化推進事業 (20,000 千円)	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい技術と乖離した実学系専門高校の設備の現状を改善 ・最新設備の活用による、より実践的な専門教育の実施 ・専門的職業の育成 (整備校) 4校						
	学校名	設備名		内容			
	沼津工業	立フライス盤		金属加工を行う			
	吉原工業	鋳造機		金属材料の特性を学ぶ			
	島田工業	測量機器		測量技術を学ぶ			
	浜松湖北	プロジェクター/スクリーン		プレゼン技術を学ぶ			
	※参考						
	区分	R3	R4	R5	R6	R7	計
	当初計画	60,000	60,000	60,000	60,000	60,000	300,000
	見直し後計画	60,000	20,000	60,000	60,000	60,000	260,000
R4の当初の整備計画では、立てフライス盤（御殿場、掛川、沼津工業）の整備を含めた60,000千円で予定していたが、県立技術専門学校からの立てフライス盤の移設に伴い数量を精査し、御殿場・掛川工業（取り下げ）、沼津工業（3台→1台）とし、予算を40,000千円減額した。							

3 令和3年度事業

地域産業を支える実学奨励推進事業費

(予算額：60,000千円 9月補正▲2,014千円 決算額57,586千円)

区 分	内 容		
実学高度化推進事業 (60,000千円) ※9月補正 (▲2,014千円) 決算額 (57,586千円)	・新しい技術と乖離した実学系専門高校の設備の現状を改善 ・最新設備の活用による、より実践的な専門教育の実施 ・専門的職業の育成 整備数:18 (整備校13校)		
	学校名	設備名	内 容
	御殿場	調理実習機器	調理実習を行う
	富士宮東	患者移送器具 (リクライニング車椅子)	介護実習を行う
	富士宮東	患者移送器具 (電動車椅子)	介護実習を行う
	静岡農業	高所作業機 (庭園管理用機械)	造園技術を学ぶ
	科学技術	基板加工機	電子基盤の加工を行う
	焼津水産	ドラフターセット (製図機器)	製図技術を学ぶ
	藤枝北	食品加工室冷蔵庫 (冷蔵・冷凍装置)	食品加工技術を学ぶ
	島田工業	測量機器	測量技術を学ぶ
	小笠	パンミキサー	食品加工技術を学ぶ
	遠江総合	スーパーオープン (加熱機)	食品加工技術を学ぶ
	磐田北	車椅子 (患者移送機器)	介護実習を行う
	磐田北	ベッド及びマットレス (ベッド)	介護実習を行う
	浜松工業	測量機器	測量技術を学ぶ
	裾野	手動ベット	介護実習を行う
	焼津水産	充填機	食品加工を行う
	新居	シャーリング	金属の加工を行う
	焼津水産	純水装置	食品分析等を行う
	富士宮東	老人介護実習モデル人形	介護実習を行う

4 その他

(1) 静岡県産業教育審議会答申 (平成27年8月)

新しい実学を奨励するための方策として、次の3点が示されている。

ア 専門的職業人として社会の変化に柔軟に対応できる能力を育成する方策

イ 地域産業の発展と新産業の創出に貢献できる能力を育成する方策

ウ 学科改善及び施設・設備の整備の在り方並びに専門高校等に対する理解を促進する方策

(2) 総合教育会議 (平成27年12月実施：第4回)

新しい実学の奨励に関する視点として、次の3点が示されている。

ア 地域学を基盤とし地域等と連携した新しい実学を充実させるための方策

イ 新しい実学に対する社会的評価を向上させるための方策

ウ 新しい実学に関する教育体系を更に充実させるための方策

学校における環境教育

(義務教育課、高校教育課、特別支援教育課)

1 概要

理科、地理、家庭等の共通教科や農業、工業等の専門教科、総合的な学習（探究）の時間、学校行事、部活動など、様々な場面で環境教育に取り組んでいる。

2 各教科等における環境教育

理科、地理、家庭などの様々な教科を通じて横断的に学習するとともに、総合的な学習（探究）の時間や課題研究等において取り組んでいる。

小中学校	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育は現代的な諸課題に関する教科等横断的な教育内容として位置付けられており、各教科、道徳、特別活動及び総合的な学習の時間の目標や内容を明確にし、指導に当たっている。また、環境教育で扱う事象は、各教科等で相互に関連付け、総合的に把握できるようにしている。
高等学校	<ul style="list-style-type: none"> 教科では、環境について、理科、地理、家庭などで自然環境や環境問題等について扱っている。また、専門教科では、農業科や工業科でより深い内容について学んでいる。 総合的な探究の時間や課題研究では、学校周辺の環境に関係したテーマを設定して、個人やグループで研究することもある。 科学系の部活動では、SDGs に関係したテーマについて研究し、コンテスト等で発表し、参加するグループ間で情報交換等しながら環境についての理解を深めている。
特別支援学校	<ul style="list-style-type: none"> 学校や地域の実情に応じ、「作業学習」「生活単元学習」等の中で教科横断的に、自然に親しむ学習や地域の自然を生かした学習、自然環境の保全を目的とした学習等を授業に取り入れている。 地域住民や幼稚園、小・中学校、高等学校等と協働した自然保護活動等や、身近な自然の事物・現象や自然科学に対する興味・関心等を育てる自然体験学習等に取り組んでいる。

(参考) 学習指導要領(小中学校)における環境教育に関する記載 (主なもの)

教科等		記載内容
小学校	理科	・生物、天気、川、土地などの指導に当たっては、野外に出掛け地域の自然に親しむ活動や体験的な活動を多く取り入れるとともに、生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養うようにすること。
	家庭	・自分の生活と身近な環境との関わりや環境に配慮した物の使い方などについて理解すること。
	特別の教科道徳	・自然の偉大さを知り、自然環境を大切にすること。
中学校	社会	・社会資本の整備、公害の防止などの環境の保全、少子高齢化社会における社会保障の充実・安定化、消費者の保護について、それらの意義を理解すること。
	理科	・自然環境の保全と科学技術の在り方について科学的に考察することを通して、持続可能な社会をつくることを重要であることを認識すること。
	技術・家庭	・生活や社会、環境との関わりを踏まえて、技術の概念を理解すること。 ・自分や家族の消費生活の中から問題を見いだして課題を設定し、その解決に向けて環境に配慮した消費生活を考え、計画を立てて実践できること。
	特別の教科道徳	・自然の崇高さを知り、自然環境を大切にすることの意義を理解し、進んで自然の愛護に努めること。
	総合的な学習の時間	・目標を実現するにふさわしい探究課題については、学校の実態に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の将来に関する課題などを踏まえて設定すること。

3 取組事例

県立浜松城北工業高等学校が脱炭素チャレンジカップ[®] 2022 文部科学大臣賞受賞！



県立浜松城北工業高等学校は、教育目標に「地球にやさしいエンジニアの育成」を掲げ、30年以上にわたり環境教育に取り組んでいます。その中心となる環境部の「地球にやさしいエンジニアを目指し共感の輪を広げる環境教育活動」の発表が、脱炭素チャレンジカップ2022で文部科学大臣賞を受賞しました。

地域の植生を生かした「城北の森」の手入れや地域の森づくり、リサイクルステーションの設置、地域の自然を守る環境ボランティア活動やエコツアーなどの社会体験活動の実施、市内の高校生や地域住民との連携、地域の子ども達を対象とした城北ジュニアエコスクールの実施など、幅広い年代や組織と協力して、多岐にわたる活動を実施しています。

また、環境ボランティア活動に年間35時間以上参加した生徒には、卒業単位として1単位を認定しています。



地域の森づくり
(浜松市中区の椎木谷)



植樹活動
(浜松市南区の遠州灘防潮堤)

県立浜松南高等学校が全国野生生物保護活動発表大会環境大臣賞受賞！



県立浜松南高等学校自然科学部生物班による「カワラハンミョウを保護動物に！防潮堤を故郷の原風景に！」の活動が、令和3年度第55回全国野生生物保護活動発表大会で環境大臣賞を受賞しました。

中田島砂丘のカワラハンミョウの保護活動として、実際に飼育して保全方法を考え、浜松土木事務所と協働で防潮堤の自然環境保全活動や環境調査、除草活動などを行っています。

故郷の原風景を守りたいという気持ちで、高校生として環境保全のために何ができるのか、生徒が自ら考え、計画、活動をしています。

また、多くの人に現状を知ってもらうために、企業や自治体が行う清掃活動や科学館のイベントなどで説明するなど広報活動にも力を入れています。



環境大臣賞受賞（記念撮影）



カワラハンミョウ成虫調査
(捕獲作業)

1 要旨

平成30年6月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、令和4年4月1日から成年年齢が18歳に引き下げられた。民法では、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合は、原則として、契約を取り消すことができる(未成年者取消権)が、成年に達した生徒は、未成年者取消権が行使できなくなるため、消費者教育・金融教育の重要性がより高まっている。

成年年齢引下げを契機に、学習指導要領において消費者教育の内容が充実されたことを踏まえ、教員が授業の中で消費者教育・金融教育に取り組むことがより一層重要となっている。

2 学習指導要領(平成30年3月)での位置付け

「公共」「政治・経済」「家庭基礎」「家庭総合」「消費生活」「ビジネス基礎」「ビジネス法規」「マーケティング」「情報」等の教科・科目において、学習指導要領の内容を踏まえ指導している。

3 本県における対応事業

(1) 高校生消費者教育出前講座

県くらし・環境部県民生活課において、外部講師による「高校生消費者教育出前講座」を実施している。講師が学校に出向き、未成年と成年で変わること、若者に多い消費者トラブルと注意点、契約やクーリング・オフなど知っておきたい金融知識等のテーマで講義が行われている。

(2) 副読本等の活用

平成30年度から、消費者庁作成の消費者教育教材「社会への扉」を授業で活用している。

その他に、「どうする?こんなとき」(経済産業省作成)、「もしもあなたが消費者トラブルにあったら」(消費者庁作成)、生活情報誌「くらしのめ」(県くらし・環境部発行)等の副読本等も授業で活用している。

(3) 金融教育研究校(金融広報中央委員会)

令和3・4年度は、県立裾野高等学校が金融教育指定校として実施している。「金融教育」、「経済教育」、「キャリア教育」、「消費者教育」などの具体的な教育を実践し、その効果的な方法を研究している。

(4) 金融経済教育授業(金融広報中央委員会)

教員研修会や学校現場への講師派遣及び地域の銀行見学など紹介・推進している。

(5) その他外部人材の活用

金融商品の仕組みやメリット、デメリットなどの専門性が高い分野を分かりやすく指導するために、銀行や証券会社などによる出前講座の活用を推進しています。

4 成果・課題

(1) 公民科や家庭科、商業科の科目を中心に、個人と企業の経済活動における社会的責任、消費者問題と消費者保護のあり方を考えさせるとともに、消費者の権利と責任について、生徒への理解を深めさせることができている。

(2) 教員が地区の教員研修会等において消費者教育・金融教育を研究テーマとして取り上げ、授業研究、教材の共有などに努めている。

(3) 生徒が自立した消費者として行動することができるようにするため、消費活動や具体的な消費者問題に対応できる能力を育てるとともに、生産者や販売者として消費者の視点に立った活動をする必要性についても理解を深めさせることが必要である。

(4) 新卒の消費者トラブルや新たな契約方法等の先進事例に順応した消費者教育を行うことが重要であり、それに対応した教材や、消費者団体主催の研修会等を有効に活用し、教員が最新の情報や知識を身に付けていくことが必要である。

人権教育の推進

(教育政策課)

個人の尊厳を認め合う人間を育成するため、「自他の人権を大切にす態度や行動力の育成」を目標に、人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高めることにより、人権教育の充実を図る。

1 人権教育推進体制の充実

関係課と密に連携し、各種人権教育推進事業、関連事業を推進することで、人権教育推進体制の構築を図る。

(1) 人権教育推進委員会

人権教育の基本方針の策定及び関係機関・関係団体との連絡調整等を行う。

<内 容>

- ・人権教育の構想、企画、推進計画等の策定
- ・人権教育に関する情報の共有、情報発信
- ・関係機関・団体との連絡調整

<構 成>

教育部長、教育監、教育部参事、教育委員会関係課長等

<令和4年度実績(計画)>

回数	日程	内 容
第1回	5月10日(火)	・令和4年度静岡県人権教育推進体制について ・令和3年度人権教育推進事業における成果と課題及び令和4年度の取組について ・人権教育研究指定校事業と成果の普及について ・「人権教育の手引き」(指導資料)について
第2回	2～3月	・人権教育推進事業における成果と課題及び今後の取組について ・令和5年度人権教育推進事業について

(2) 人権教育推進担当者会

人権教育推進委員会の方針をもとに、事業の具体的な計画を立案し実施する。

<内 容>

- ・人権教育推進委員会の方針をもとに、事業実施の具体的な計画の立案及び実施
- ・人権教育推進のための調査研究
- ・人権教育指導資料「人権教育の手引き」の研究と活用

<構 成>

教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、健康体育課、社会教育課静岡教育事務所、静岡西教育事務所、総合教育センター、教育政策課

<令和4年度実績(計画)>

開催日	内 容
4月26日(火)	・令和4年度人権教育基本方針及び事業計画について ・令和4年度版「人権教育の手引き」の活用について ・各種研修会と連携した人権教育出前講座の実施について
2月	・令和4年度の各課所における事業進捗報告 ・令和5年度人権教育推進事業について ・令和5年度版人権教育指導資料(「人権教育の手引き」)について

2 研修の充実

人権教育推進のための意識啓発と資質向上を図るための研修の充実を図る。

(1) 人権教育担当者研修会

人権教育推進の役割を担う者としての自覚を高め、指導者としての資質向上と指導力の強化を図る。

<目 標>

- ・人権に対する正しい理解を深めるとともに、自らの人権感覚を高める。
- ・人権教育とその指導方法について理解を深める。
- ・自校の人権教育の充実と改善に向けた実践力を高める。

<対 象>

公立小・中学校、高等学校及び特別支援学校において人権教育の推進を担う者

<令和4年度実績>

項 目	内 容
開催時期	令和4年6月21日（火）から7月28日（木）
開催方法	教職員研修管理システムにおけるオンデマンド開催
参加人数	657人
満足度	97.8%（回答数657人）
内 容	<ul style="list-style-type: none"> ・行政説明「静岡県教育委員会における人権教育について」 ・講話「自己有用感を高めよう」 ・説明「令和4年度静岡県人権教育の手引きについて」

(2) 人権教育指導者研修会

学校教育及び社会教育等において人権教育の指導的立場にある人や関係者の参加を求め、様々な人権課題に対する正しい理解と認識を深め、指導者としての資質向上と指導力の強化を図る。

<目 標>

- ・人権問題の正しい理解と認識を深める。
- ・指導者としての人権意識、人権感覚を高める。
- ・それぞれの立場で人権教育を推進しようとする意欲を持つ。

<対 象>

学校や地域社会において人権教育の指導的立場にある人や関係者
 （各学校の教職員及びPTA関係者、行政関係者、社会教育関係団体関係者、人権擁護委員、市町民生関係指導者及び職員、人権・同和団体役員 等）

<令和4年度計画>

項 目	内 容
実施日	令和5年1月27日（金）
開催方法	WEB会議システム（Zoom）によるオンライン開催
内 容	第1分科会「研究指定校発表」（沼津市立門池小学校、門池中学校） 第2分科会「同和教育について」（講話 ※講師調整中） 第3分科会「ヤングケアラーについて」（講話 ※講師調整中）

3 人権教育の指導方法等の研究と普及

(1) 学校における人権教育の研究

児童生徒および教職員の人権意識や人権感覚を高めるための研究を行うとともに、その具現化を図り、成果を広く県内の学校に普及させ、学校教育の一層の充実・発展に役立てる。

＜研究指定校＞

対象校	指定年度	研究主題
袋井市立 袋井南中学校	令和2年度 ～3年度	『自分らしさを生かして 共に生きる』生徒の育成 ～自分らしさに気づき お互いの存在や良さを認め合う 集団づくり～
沼津市立 門池小学校、 門池中学校	令和3年度 ～4年度	「互いに良さを認め合い、思いを言葉にし、伝え合い、 学び合う子」(門池小) 「互いに良さを認め合い、豊かな心を育てる生徒」(門池中)
袋井市立 中学校4校	令和4年度	制服の見直しについて(検討中)

(2) 人権教育指導資料「人権教育の手引き」の活用

児童生徒への人権教育、また、教職員が人権課題への理解を深めるための指導資料を研究・作成するとともに、各課所主催の研修会や学校訪問など、研修や訪問の目的に合わせた手引きの積極的な活用を図る。

○ 「令和4年度 静岡県人権教育の手引き」

項目	内容
名称	令和4年度 静岡県人権教育の手引き 「想像しよう 共感しよう」－ 気づきから行動へ －
手引きの内容 (主な内容)	第1章 静岡県教育委員会の人権教育 第2章 授業等で活用できる学習例集 学習例の進め方、特集(子どもの人権を守ろう・インターネットによる人権侵害をなくそう、新型コロナウイルス感染症に関連した偏見や差別をなくそう)、個々の人権課題 他 第3章 振り返りましょう、あなたの人権感覚
発行時期・部数	令和4年5月 22,500部
配布先	管内公立小中学校、県立学校本務教員 市町教育委員会、国立学校、私立学校、各教育機関、法務局等
活用	人権教育担当者研修会(小・中・高・特)、校内研修、初任者研修 他

4 関係機関との連携

人権同和対策室との連携・協力のもと、地域改善への支援とともに、いじめ問題対策連絡協議会、いじめ問題対策本部、人権ネットワーク協議会、各市町等との連携調整を行う。

○ 静岡県教育委員会の人権教育の基本構想

- ・ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
 - ・ 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕
 - ・ 人権教育を取り巻く諸情勢について
 - ・ 静岡県人権施策推進計画第3次改定 2021年（ふじのくに人権文化推進プラン）
 - ・ 人権教育・啓発に関する基本計画
 - ・ 持続可能な開発目標（SDGs）人や国の不平等をなくそう
 - ・ 静岡県教育振興基本計画 2022～2025年度重点取組4 多様性を尊重する教育の実現
- 人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料

目標
自他の人権を大切にす態度や行動力の育成
 人権に対する正しい理解を深め、人権感覚と自己肯定感を高める

学校の教育活動全体を通して（全体計画）

＜年間指導計画に基づいた授業＞
 各教科等教育活動における人権教育の実施

- ・ 生徒指導や特別活動における人権教育（いじめや不登校問題への対応）
- ・ 人権教育の手引き【学習例】の活用、各教科における人権学習（各教科における主体的・対話的で深い学びの充実）

＜教職員の人権意識の向上＞
 教職員一人一人が人権感覚を高め指導力を高める

- ・ 人権教育の手引きを活用した校内研修の実施
- ・ 各種教員研修における人権教育の実施
- ・ 関係課による取組

人間形成の
 基礎づくり
家庭

人権共存の
 豊かな関係づくり
地域

県民一人ひとりに人権尊重の意識が育まれた思いやりあふれる静岡県の実現

インクルーシブ教育システムに基づく「共生・共育」の推進

(特別支援教育課)

1 基本的な考え方

(1) インクルーシブ教育システムの考え方

- ・同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組み（小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」）を整備することが重要

- ・その構築のため、特別支援教育を着実に進めていくことが必要

(H24.7 文科省中教審分科会報告「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」より)

(2) 特別支援教育の考え方

- ・障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。
- ・特別支援教育は、特別支援学校のみならず、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の障害により特別な支援を必要とする子供たちが在籍する全ての学校において実施されるもの。

(H19.4 文科省局長通知「特別支援教育の推進について」より)

インクルーシブ教育システムにおいては、「可能な限り同じ場で共に学ぶ」と「教育的ニーズに的確に応える指導の提供」の両側面から推進していくことが必要

2 静岡県が目指す「共生・共育」の在り方

「静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について―共生・共育を目指して―（平成28年4月）」を策定

(1) 基本的な考え方

- ・「共生・共育」に向けた特別支援教育を推進し、社会全体に広げていくことで、「共生社会」の形成を目指す
- ・「共生・共育」を実現するために、インクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえた6つの視点から、各学校段階の支援を充実させる

<6つの視点>

- ①支援体制の整備、②多様な学びの場の環境整備、③個に応じた指導の充実、④学校間の連携と「交流及び共同学習」、⑤関係機関の連携と外部人材の活用、⑥専門性の向上

(2) 「共生・共育」が目指すもの

「心のユニバーサルデザイン」の視点に立ち、障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が、居住する地域社会の中で、共に生活し支え合い育つとともに、個に応じた適切な教育が受けられることを目指す

本県の「共生・共育」は、文部科学省が示している「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」の基本的な考え方と合致しているものとする。

「共生・共育」＝静岡版「インクルーシブ教育システム」

3 「共生・共育」の実現に向けた課題

- ・「共生・共育」の理念が一般的に周知しきれておらず、インクルーシブ教育システムとは、別の考え方という認識を招いている可能性は否定できない
- ・「共に学ぶ」ことを追求する意識が、本県の学校教育全体に浸透しているという状況ではない。このため、「学びの場」の決定において必要な、一人一人の障害の状態等の把握や「教育的ニーズ」の明確化が追求しつくされていない場合がある。

<「学びの場」の決定での必要事項>

「共生・共育」（インクルーシブ教育システム）に向けた就学先決定の仕組み

- ⇒ 障害の状態に加え、教育的ニーズ、学校や地域の状況、本人及び保護者や専門家の意見等を総合的に勘案して、障害のある子供の就学先を個別に判断・決定する。

<「教育的ニーズ」とは>

- ・ 子供一人一人の障害の状態や特性および心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要かを検討することで整理されるもの
- ・ 教育的ニーズを整理するための観点
 - ①障害の状態等
 - ②特別な指導内容
 - ③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

4 課題対応に向けた取組

(1) 「共生・共育」（インクルーシブ教育システム）を推進するための調査・研究

- ・ 当事者団体からの聞き取りや市町教育委員会への調査等を実施し現状把握をする。
- ・ 他県先進事例の調査・研究をする。

(2) インクルーシブ教育システムに基づく本県の「共生・共育」についての協議

- ・ 教育委員会として取組むために、義務教育課（幼児教育支援充実事業）、高校教育課（特別支援教育の推移と協働で事業を進める）。
- ・ 自立支援協議会学齢部会や特別支援教育体制整備研究協議会において、外部委員の意見等も踏まえ共生・共育の推進方法を検討をする。

(3) 教職員等関係者への静岡版「インクルーシブ教育システム」としての「共生・共育」に関する理念の周知

- ・ 市町教育長会、市町就学指導担当者会等において、現状と課題を含め周知を図る。
- ・ 就学支援に係わるリーフレットを作成する。
- ・ 特別支援体制整備事業において、市町教育委員会指導主事や福祉課担当職員、学校のコーディネーター等に対し、「共生・共育」やインクルーシブ教育システムの理念について説明したり、市町等の好事例等を紹介することで啓発を図る。
- ・ 研究や協議の結果をもとに、インクルーシブ教育システムを踏まえたガイドライン等を作成する。

静岡県における インクルーシブ教育 システムの推進



「インクルーシブ教育システム」とは？

人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」（一般的な教育制度）から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされています。

【障害者の権利に関する条約第24条より】

静岡県教育委員会

特別支援教育の方向性

インクルーシブ教育システムの理念を構築し、特別支援教育を進展させていくために、
①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる学びの場の整備
②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備
を着実に進めていくことが必要です。

(新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告 令和3年1月)

静岡県での取り組み

静岡県では、インクルーシブ教育システムの構築を目指して、「共生・共育」を推進しています。静岡県が考える「共生・共育」とは、障害のある子供と障害のない子供が、居住する地域社会の中でお互いに支え合いながら生活すること、個々の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うこと、それらを両立することを目指していくものです。

「共生・共育」を推進するための 6つの視点

1 支援体制の整備

- ・校内委員会の位置付け、業務内容
- ・特別支援教育コーディネーターの役割
- ・特別支援学校のセンター的機能

2 多様な学びの場の環境整備

- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室、通常の学級それぞれの整備（施設・設備、教材の確保、支援者の確保）
- ・適切な就学支援
- ・ユニバーサルデザイン化された学級運営

3 個に応じた指導の充実

- ・「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成・活用
- ・個に応じた教育課程の編成
- ・専門性のある指導体制
- ・キャリア教育、進路指導

4 学校間の連携と「交流及び共同学習」

- ・横の連携、縦の接続
- ・「交流及び共同学習」（学校内、学校間、居住地）
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用

5 関係機関との連携と外部人材の活用

- ・医療、保健、福祉、労働等の関係機関との連携
- ・外部専門家の活用（個別の支援、教職員の研修）

6 専門性の向上

- ・教職員の専門性に関する方針・対象・内容
- ・専門性を確保するための研修
- ・専門性のある職員の人事的配慮

「共生・共育」をより推進するためには、学校教育における6つの視点からの取組を充実させると同時に、**市町における乳幼児期から生涯を通じての一貫した総合的な支援体制が重要**となります。学校教育が地域の支援システムに参画し、障害のある人もない人も自ら選択・決定し活動に参加できる共生社会を作ることに寄与する取組を推進します。

障害のある子供の就学先決定の仕組み

学校教育法施行令の一部改正（平成25年9月施行）

特別支援学校の就学基準（学校教育法施行令第22条の3※）に該当する児童生徒等は原則特別支援学校へ就学するという従来の就学先決定の仕組みから、**総合的な観点から就学先を決定する仕組みへ変更**されました。（特別支援学校へ就学する場合は、「認定特別支援学校就学者」として就学）

※学校教育法施行令第22条の3

〈例〉【特別支援学校（知的障害）の対象者である児童生徒の障害の程度】

- 1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻りに援助を必要とする程度のもの
- 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難な程度のもの

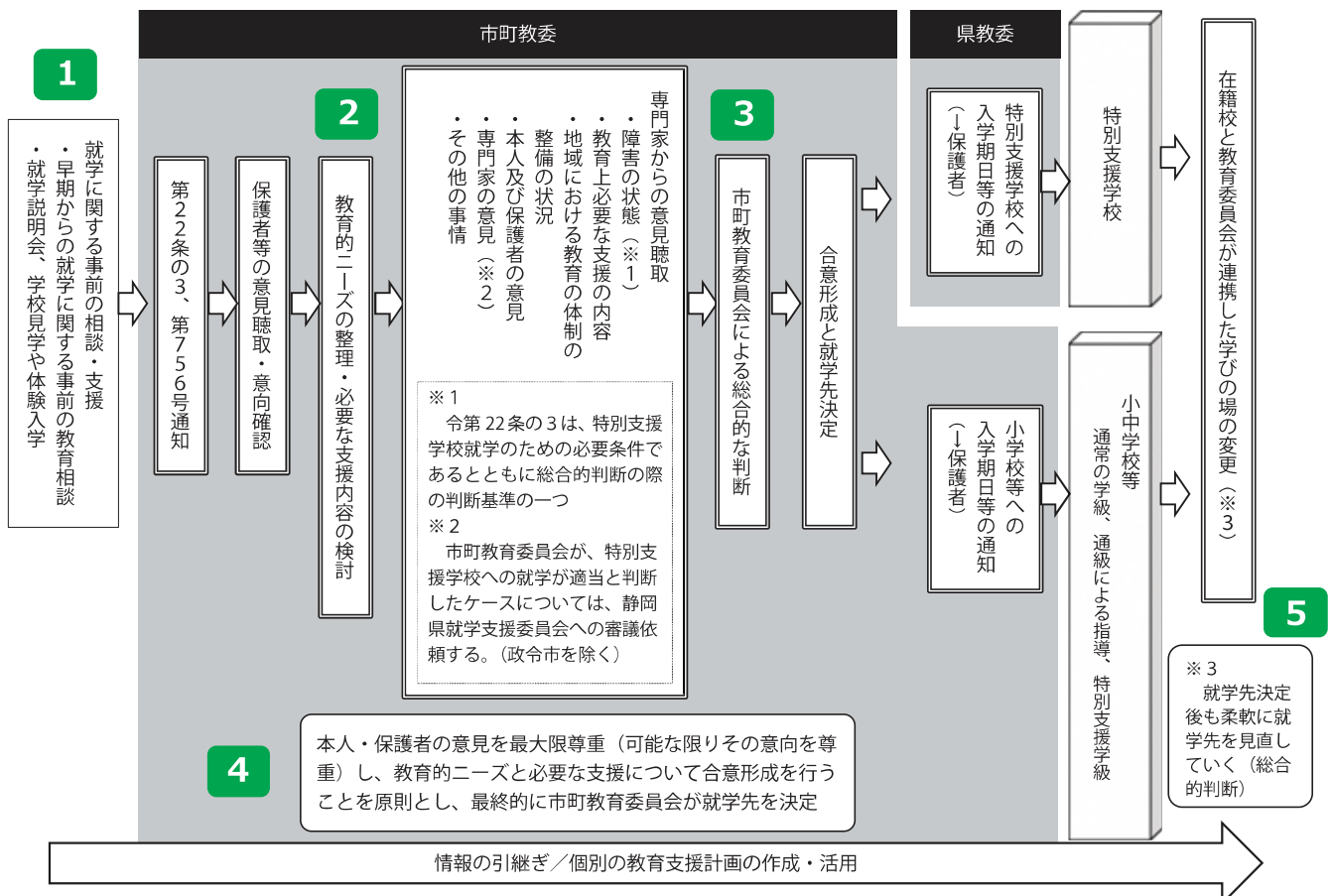
改正前

学校教育法施行令第22条の3の該当者は、**原則、特別支援学校に就学**



改正後

学校教育法施行令第22条の3の該当者は、**特別支援学校に就学可能**



1 就学に関する事前の相談・支援

インクルーシブ教育システムの基本的な方向としては、障害のある子供とない子供ができるだけ同じ場で共に学ぶことを目指しています。それとともに、個別の教育的ニーズのある子供に最も的確に応える指導を提供できる柔軟な仕組みの整備も必要としています。

これらのことを踏まえ、市町教育委員会が、本人及び保護者への十分な情報提供を行うことが重要です。

- ・就学に関する啓発資料の配布等を通じた情報提供
- ・就学説明会の実施
- ・就学に関する事前の教育相談、学校見学、体験入学などの実施

これらの機会を通じて、本人及び保護者が、就学に関する事前の相談・支援の流れや今後の予定などについて具体的なイメージを持てるようにすることが大切です。



2 教育的ニーズの整理・必要な支援内容の検討

対象となる子供の教育的ニーズを整理する際、最も大切にしなければならないことは、子供の自立と社会参加を見据え、その時点でその子供に最も必要な教育を提供することです。そうした教育的ニーズを整理するには、**三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）**を踏まえることが大切です。

教育分野における合理的配慮の定義

障害のある子供が、他の子供と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために

- ◆学校の設置者及び学校が行う**必要かつ適当な変更・調整のこと**
- ◆障害のある子供に対し、その状況に応じて、学校教育を受ける場合に**個別に必要とされるもの**
- ◆学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、**均衡を失した又は過度の負担を課さないもの**

合理的配慮の具体例

☆物理的環境への配慮

（聴覚過敏の児童生徒のために、教室の机・椅子の脚に緩衝剤を付けて雑音を軽減する等）

☆人的支援の配慮

（授業や試験でのパソコン入力支援等）

☆意思疎通の配慮

（筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる等）



3 「総合的判断」について

障害の状態、教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、本人及び保護者の意見、専門家の意見等を踏まえた総合的な観点から、市町教育委員会が就学先を決定します。就学先の検討に当たって、「保護者」及び「専門家」からの意見聴取は、法令（学校教育法施行令第18条の2）で義務付けられています。

子供の障害の程度が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度に該当しない場合は、小中学校への就学となることに留意する必要があります。



4 本人・保護者と市町教育委員会、学校等との合意形成について

就学先の学校や学びの場の決定において、最も重要なプロセスの一つが、**本人及び保護者と学校、市町教育委員会等との合意形成**です。

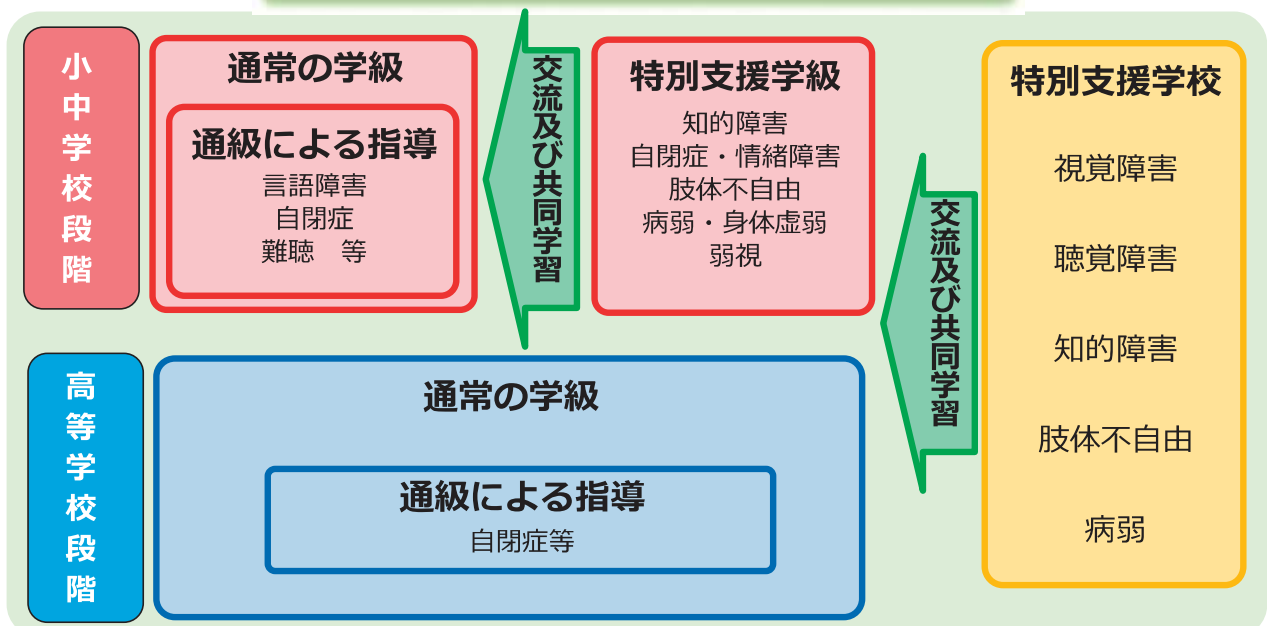
市町教育委員会が総合的に判断した就学先の学校や学びの場については、**本人及び保護者の意見を最大限尊重しつつ、対象となる子供一人一人の教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、本人及び保護者、学校等に対して十分な説明と合意形成**を図った上で、最終的に市町教育委員会において決定することが重要です。

5 「学びの場」の柔軟な見直しについて

就学時に、小学校段階6年間、中学校段階3年間の学校や学びの場が固定されてしまうわけではありません。**就学後の学びの場をスタートにして、可能な範囲で学校卒業までの子供の育ちを見通しながら、学校や学びの場の柔軟な見直しができるようにしていくことが必要**です。

市町教育委員会が定期的に教育相談を実施し、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づく関係者による会議などを行い、それらの計画を適切に評価しながら、対象となる子供の教育的ニーズの整理と必要な支援の内容を検討・確認することが大切です。

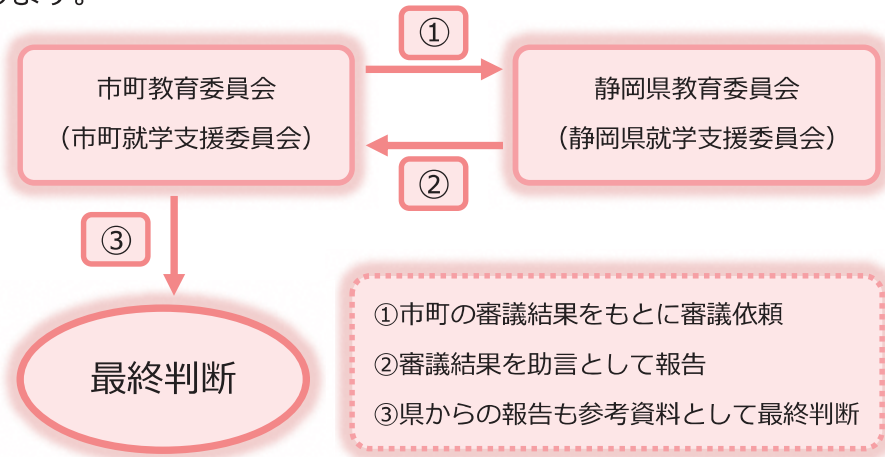
特別支援教育における多様な学びの場



静岡県就学支援委員会について

静岡県就学支援委員会は、市町教育委員会（政令市：浜松市、静岡市を除く）からの依頼を受けて、障害のある幼児及び児童生徒の障害の種類、程度に応じて特別支援学校への適切な就学支援を行うため、専門的な立場から調査及び審議を行い、市町教育委員会に助言する機関です。

市町教育委員会では、静岡県就学支援委員会の助言をもとに就学支援（相談）を行い、保護者の意向を十分聴取した上で、個々の児童生徒の障害の程度や能力に応じた就学先を決定します。



参考資料

- ◆静岡県における共生社会の構築を推進するための特別支援教育の在り方について
—「共生・共育」を目指して—
(平成28年4月 静岡県教育委員会)

*なお、本県の特別支援教育について、下記のURLに掲載しています。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-070/tokubetusienkyouiku.html>

- ◆「障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（令和3年6月）

*なお、本手引は、下記のURLにも掲載されています。
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

- ◆「静岡県教育委員会における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応マニュアル」
(平成28年4月 静岡県教育委員会)

*なお、本マニュアルは、下記のURLにも掲載されています。
<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/kk-010/documents/manyuaru.pdf>



静岡県教育委員会 特別支援教育課

〒420-8601 静岡県静岡市追手町9番6号

電話：054-221-2942 FAX：054-221-3558

○教育委員会ホームページ：<https://www.pref.shizuoka.jp/kyouiku/>

「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組

(特別支援教育課)

1 目的

共生社会の実現とその担い手の育成を図るために、県立特別支援学校の児童生徒が、居住地域の小中学校に交流籍名簿をとおして把握され、円滑に交流及び共同学習が行われるようにする。

2 時期 令和元年度から全県実施

3 地域 県内の全市町

4 内容

(1) 「交流籍」を活用した交流及び共同学習

ア 本人、保護者の希望の聴取と、交流籍校との申請、承認

イ 県立特別支援学校と交流籍校と協議の上での計画の立案、事後の報告書の提出

ウ 「交流籍」を活用した交流及び共同学習の取組の分析

(2) 交流籍名簿の作成と活用

ア 県立特別支援学校在籍児童生徒の名簿に交流籍校を加え作成

イ 新入生、転入生については就学支援資料に交流籍校を記載

ウ 県立特別支援学校、県教育委員会、教育事務所、市町教育委員会、小中学校で名簿による情報を把握

(3) 事業の理念の周知と理解

ア 保護者や地域への理解を図る資料の作成と配布

イ ガイドブック及び概要版を小中学校、特別支援学校への配付（内容は、取組の目的、手続き、事例等で構成）

ウ 講演会の実施（令和元年7月）

エ オンラインオリエンテーションの実施（令和3年4月から開始）

・対象：小・中学校及び義務教育学校管理職及び特別支援教育コーディネーター等の教職員、特別支援学校の教職員

・研修方法：eラーニングシステムを利用した動画閲覧による研修

<居住地域における交流及び共同学習の取組状況> (人)

年度	H29	H30	R 1	R 2	R 3
実施人数	424	508	851	690	817 (287)
希望者数	—	500	880	882	956

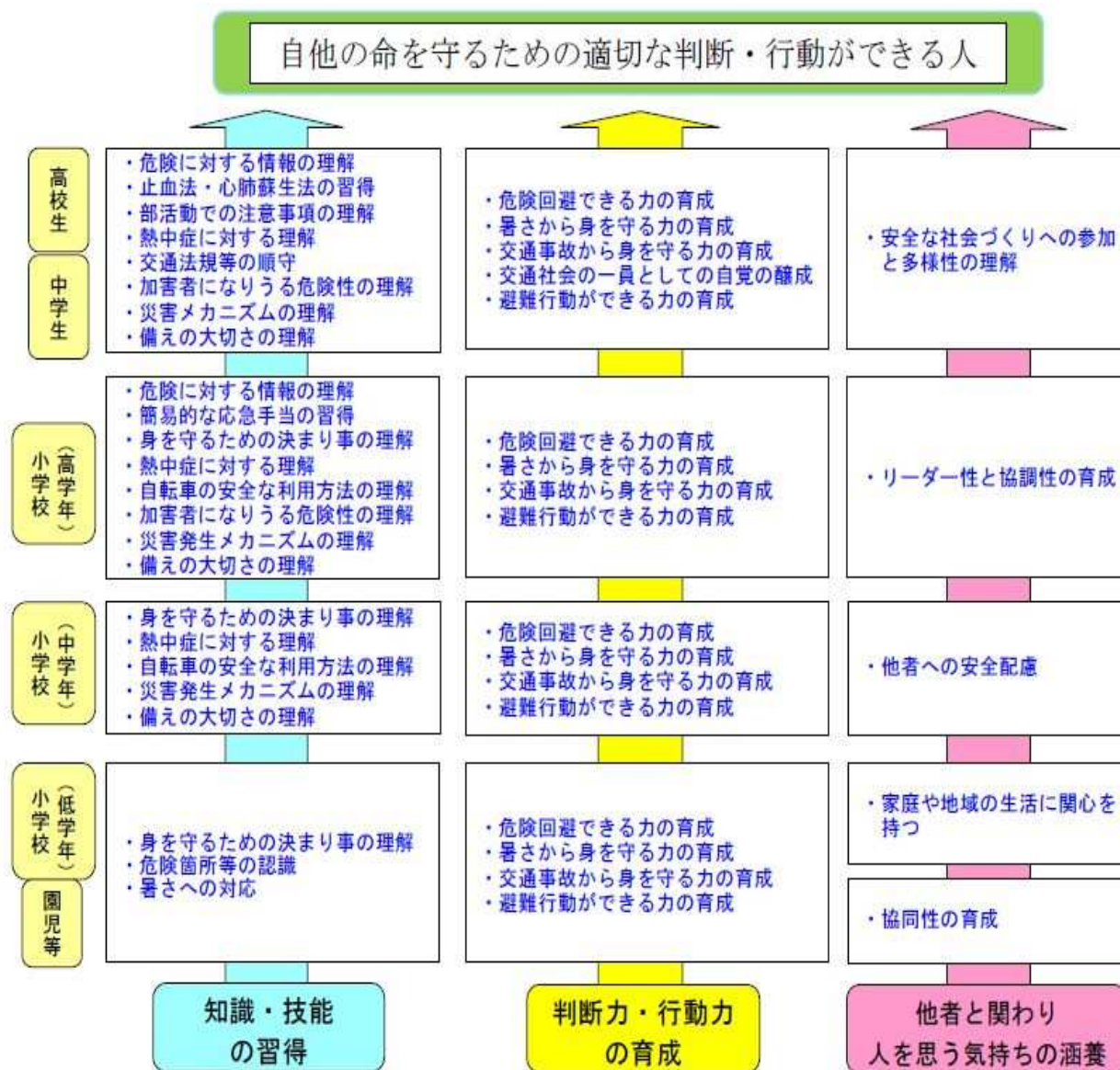
※ 平成29年度、平成30年度はモデル的取組、令和元年度より全県実施

※ 令和3年度の（ ）内の数字は間接交流のみ実施した人数（内数）

1 要 旨

県教育委員会では、発達段階に応じて身に付けてほしい安全に関する資質・能力を具体的に「静岡県学校安全教育目標」としてとりまとめた。令和元年度末に各学校に周知・配布しており、今後、全ての教職員が「安全」に対する共通理解のもと、教育活動全体を通じて実践することにより「命を守る教育」の推進を図る。

2 発達段階に応じた学校安全教育目標（概要）



3 教育委員会、各学校での取組

	県教育委員会	各学校
取組	○学校安全担当者研修会、新規採用職員研修、市町教委担当者説明会等において、本冊子を活用	○県目標を踏まえた教科横断的な視点での学校安全計画の策定 ○校内研修等での活用 ○地域との連携の場での情報共有
目的	・各教員が体育や社会等の各教科の授業で「安全」に関する要素を意識的に実施することで、教員の意識向上を図る。 ・学校における「安全」の取組を地域と共有することにより、地域の人的資源の活用を促進する。	

ふじのくに防災人材育成事業（高校生被災地訪問研修）

（健康体育課）

1 目的

本県高校生が東日本大震災の被災地を訪問し、震災関連施設の見学や被災者との交流を通して調査研究し、その成果を同世代の高校生等に発信していくことで、大規模災害の風化防止とともに、地域防災の主体として活躍できる人材を育成する。

2 事業概要

（1）令和4年度

区 分	内 容
当初予算	2,600 千円
参加者	県内高校生 18 人（9校）
（選抜基準）	研修成果の普及に対する意欲 生徒会活動、特別活動等様々な場面での発信力 等
事前研修 8月9日	被災地支援経験者による講義 防災知識基礎講話、グループワーク（研修テーマ決定）
訪問研修	令和4年8月16日（火）～17日（水） （岩手）いのちをつなぐ未来館 （宮城）東日本大震災遺構伝承館／震災遺構 大川小学校
事後研修 8月23日	・成果報告会用資料作成 ・各グループの成果発表
9月～12月	・各学校における成果報告

（2）訪問実績（平成23年度～令和3年度）

	高校生被災地ボランティア活動					高校生被災地訪問研修					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03
参加者数	30	32	34	34	36	34	33	39	21	中止	20
学校数	9	13	16	26	27	29	33	39	7		10

3 事業成果

本事業は研修で学んだ成果を各学校で報告することを参加条件としている。令和4年度の参加者には、自校での成果報告会に加えて、小学校や中学校で防災に関する出前授業を実施する者や、こども園で防災紙芝居を軸としたミニ講座を実施する者もあり、東日本大震災の教訓を広く伝えるための取組が進められている。

地域学校協働活動推進事業

(社会教育課)

1 趣 旨

地域学校協働本部の設置を促進し、地域と学校の連携・協働による社会総がかりで子供たちを育む環境をつくとともに、継続的な協働活動の実施により、社会に開かれた教育課程の実現と地域全体の教育力の向上を図る。

<地域学校協働活動>

地域住民、学生、保護者、NPO、民間企業、団体・機関等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、学校と地域が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動。

次の時代を担う子供に対して、どのような資質を育むのかという目標を共有し、学校と地域が連携・協働する。

<地域学校協働本部>

より多くのより幅広い層の地域住民、団体等が参画し、地域全体で子供たちの学びや成長を支える緩やかなネットワークを形成することにより、地域学校協働活動を推進する体制のこと。地域学校協働活動推進員がコーディネーターとなり地域と学校をつなぐ。

【地域学校協働本部の3つの要素】

- ・コーディネート機能・・・地域住民等や学校関係者との連絡調整、活動の企画・調整を担う役割
- ・多様な活動・・・より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施
- ・継続的な活動・・・地域学校協働活動の継続的・安定的実施

2 事業内容(予算)

(単位：千円)

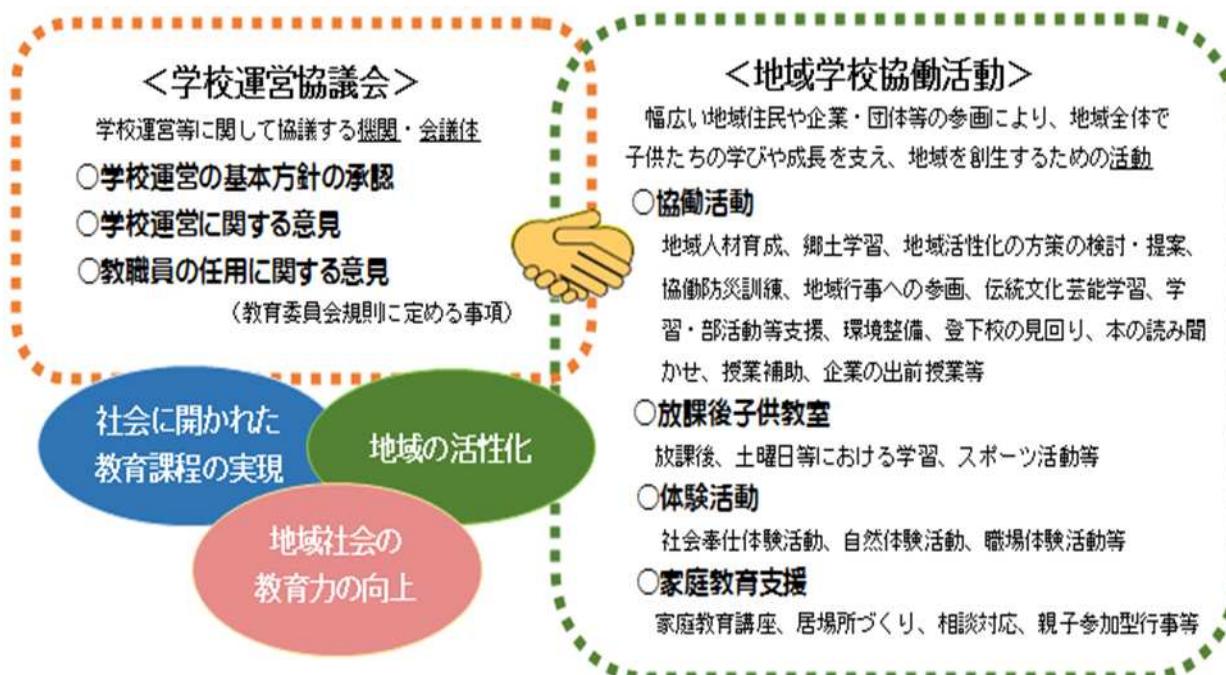
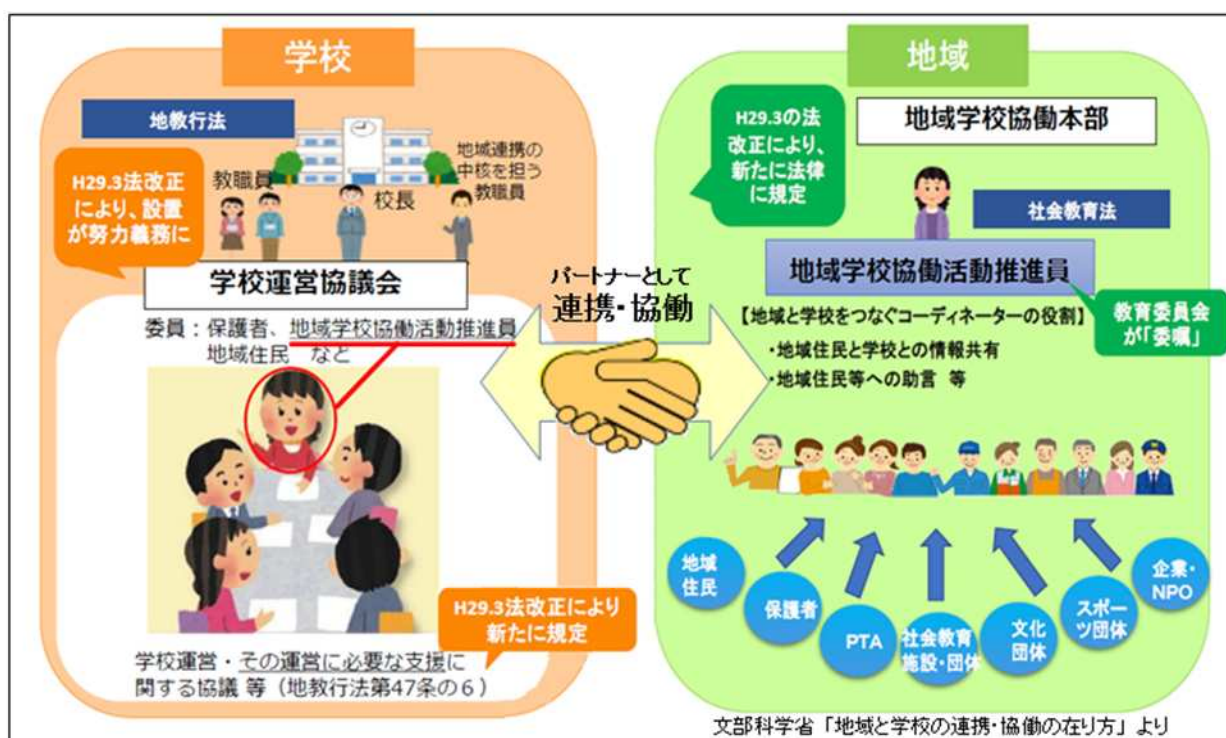
区 分	内 容	R 4 当初予算	R 3 決算額
推進 委員会	・学校・家庭・地域の連携推進委員会の開催	240 (160)	121 (87)
指導者 研修会	・学校・家庭・地域連携推進研修会の開催 ・国庫補助事業等の説明 ・市町訪問による指導・助言	378 (252)	146 (115)
	・放課後子供教室等安全管理研修会の開催	132 (88)	47 (36)
地域学校 協働活動 の支援	・地域学校協働本部の設置、運営の補助 ・放課後子供教室の設置、運営の補助 ・その他の地域学校協働活動設置、運営の補助	41,200 (20,600)	36,022 (18,011)
合 計 (国庫補助率：県執行分1/3、市町補助分1/2) (一般財源)		41,950 (21,100)	36,336 (18,249)

3 コミュニティ・スクールとの連携

地域学校協働本部とコミュニティ・スクールの連携により、学校運営協議会は、協働活動に参画した地域住民の声、活動を通して明らかになった地域課題や学校の課題などの情報を学校運営に生かすことができ、また、地域学校協働本部は、その地域で育てたい子供像や目指す学校像等に関する学校運営のビジョンを理解した上で活動することができる。両者の一体的推進により、学校と地域との連携・協働が円滑に推進される。

※コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度を導入した学校。学校運営協議会では、保護者や地域住民が参画し、学校運営や教職員の任用に関する意見を出し合い、学校と地域とが学校運営へのビジョンを共有する。



「しずおか寺子屋」推進事業

(社会教育課)

1 趣 旨

子供の豊かな社会性や人間性を育むため、社会全体が一体となって子供や家庭を支える体制づくりを推進する。

2 事業内容（予算）

(単位：千円)

区分		内容	R 4 当初	R 3 当初
学 習 寺 子 屋	市町補助	地域の放課後等学習支援実施市町を支援 ・実施主体：市町（14 市町） ・補助率：2/3（国 1/3、県 1/3）	4,800 (2,400)	3,990 (1,995)
	県直営	高校生を活用した学習寺子屋のモデル事業	500 (500)	—
	学習支援員 参画支援	大学生等を対象に体験講座開催	—	650 (650)
体験寺子屋		地域の宿泊・体験活動実施団体を支援 ・実施主体：地域の民間団体 ・補助率：1/2（全額寄付金による執行）	3,100 (0)	—
パパママ寺子屋		保護者視点の家庭教育支援実施市町を支援 ・実施主体：市町（8 市町） ・補助率：2/3（国 1/3、県 1/3）	1,600 (800)	—
支援者研修		支援者研修会の開催 ・グループワーク、事例紹介 ほか	250 (250)	—
計 (一般財源)			10,250 (3,950)	4,640 (2,645)

3 学習寺子屋

(1) 市町補助

公民館や学校の空き教室等の公共施設を利用し、地域住民や大学生の参画を得て、放課後や土曜日等において実施する学習支援事業を推進する。

区分	H29～R 1 (モデル事業)	R 2	R 3	R 4
実施市町数 ※() は補助市町数	3(3)	9(9)	13(9)	14(10)
実施箇所数	6	53	68	94
学生支援員参画状況	39人・92人・85人	53人	44人	—

(2) 県直営事業

実施市町拡大のため、高校生活用による学習支援のモデル事業を賀茂地域で実施

時 期：8月3日、8月4日

会 場：賀茂教育会館、賀茂キャンパス

対 象：賀茂地域の小・中学生 参加人数 56 名（申込人数 91 名）

支援者：賀茂地域の高校生（23 名）、大学生（9 名）

4 体験寺子屋

対象団体	地域の民間団体（子ども会、PTA、自治会など）
補助条件	小学校、中学校の3以上の学年による5人以上の異学年集団を対象に事業を実施すること
対象事業 (補助上限)	次のいずれかに該当する事業 ・日帰りの体験活動 ※6か月以内に4回以上実施 (4万円) ・1泊の宿泊体験活動 (4万円) ・2泊以上の宿泊体験活動 (6万円)
補助率	1/2以内

5 パパママ寺子屋

保護者視点の家庭教育支援事業推進のため、いずれかの取組を実施する市町を補助

(1) 家庭教育支援チームの強化

家庭教育支援員に加え、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、人づくり推進員、民生委員・児童委員などの専門家の参画や福祉部局等との連携など、家庭教育支援チームの強化を図る取組を実施すること。

(2) 学校や園以外の場における家庭教育支援事業の実施

学校や園以外の場において、保護者に寄り添い届ける家庭教育支援事業を実施すること。※活動例（公民館など社会教育施設を活用した家庭教育講座の開催、企業内における家庭教育講座の開催、家庭訪問し、家庭教育支援を届ける活動など）

6 支援者研修会（学校・家庭・地域連携推進研修会を兼ねる）

対象	事業者関係者ほか地域の支援者、ボランティア等		
内容	地域の支援者と市町行政等とをつなぐ研修会（グループワーク等）		
会場	西部（総合教育センター）	中部（グランシップ）	東部（プラサヴェルデ）
日時	9月6日	9月15日	9月22日

家庭教育支援事業

(社会教育課)

1 趣 旨

全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、身近な地域においてリーダーとなって家庭教育を支援する家庭教育支援員を養成し、市町の家庭教育支援チームや企業等による保護者への学習機会の提供や相談対応等の家庭教育支援活動を推進する。

○家庭教育支援員・・・家庭教育支援員養成研修で家庭教育の知識とスキルを学んだ地域の
人材で、保護者が集まる場で子育てについて話し合う会を行う。

○家庭教育支援チーム・・・家庭教育支援員が中心となり、行政担当者や専門家等によって各
市町や地域に組織されるもので、家庭教育支援活動の核となる。

※ 平成 26 年 9 月県議会にて家庭教育支援条例が制定され、事業拡充

※ 平成 26 年度まで みんなで支える家庭教育推進事業費

(学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業)

2 事業内容(予算)

(単位：千円)

区分	内容	R 4 当初予算	R 3 当初予算	R 3 決算
みんなが つながる 家庭教育 支援事業	家庭教育支援基礎講座			
	----- 家庭教育支援フォローアップ研修	893 (595)	893 (595)	453 (334)
	----- 家庭教育支援チームの活動促進			
	----- 保護者の学習に関する教材研究			
官民連携家庭教育支援事業		213 (142)	213 (142)	121 (92)
家庭教育情報発信事業		784 (523)	784 (523)	542 (361)
合 計 (一般財源)		1,890 (1,260)	1,890 (1,260)	1,116 (787)

3 令和4年度事業計画 内訳

区分	概要
みんながつながる家庭教育推進事業	<p>1 家庭教育支援基礎講座(県内3会場)</p> <p>(1) 目的 家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育講座等の支援方法について理解を図る。</p> <p>(2) 参加者 市町教育委員会が推薦する地域の人材等 80名程度 幼児教育関係者、受講希望者 20名程度</p> <p>(3) 内容 行政説明、家庭教育講座実施に関する講義・演習等</p>
	<p>2 家庭教育支援フォローアップ研修(県内3会場)</p> <p>(1) 目的 市町の家庭教育支援活動を充実・拡大させるため、家庭教育支援員の資質向上を図る。</p> <p>(2) 参加者 各市町で活動する家庭教育支援員、人づくり推進員等 150名程度</p> <p>(3) 内容 専門家による講義・演習、事例発表、情報交換会等</p>
	<p>3 家庭教育支援チームの活動促進</p> <p>(1) 目的 市町の家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援活動(家庭教育講座、親子参加型行事、相談対応、訪問型支援等)を促進する。</p> <p>(2) 内容 ・市町行政担当者会(年1回) ・市町に対するコンサルティング(相談、助言、情報提供) ・家庭教育支援情報サイト「つながるネット」による情報発信</p>
	<p>4 保護者の学習に関する教材研究</p> <p>(1) 目的 家庭教育講座で使用する家庭教育ワークシート「つながるシート(学童期版、シニア世代版)」を効果的な内容に改善する。</p> <p>(2) 内容 学習方法改善委員会(年3回)を開催し、現つながるシートを見直し、改善や新シート開発等を行う。</p>
	<p>5 静岡県家庭教育支援実態調査</p> <p>(1) 目的 家庭における子育てや教育の実態、保護者のニーズ、保護者を取り巻く環境についての実態調査を行う。</p> <p>(2) 内容 ・県内の小学3・4年生の保護者と中学1・2年生の保護者を対象に実施 ・学習方法改善委員会にて結果を分析し、次年度以降の施策に反映する。</p>
官民連携家庭教育支援事業	<p>(1) 目的 企業に、「家庭の日」設定等の家庭教育支援の協力を求め、家庭教育への気運を高めるため、「家庭教育応援企業宣言」の登録を働き掛ける。また、「企業内家庭教育講座」の開催を支援する。</p> <p>(2) 内容 ・労働雇用政策課のメールマガジン等で企業に広報 ・企業内家庭教育講座(8回30社) ・家庭教育支援推進企業表彰(5社程度)</p>
家庭教育支援情報発信事業	<p>(1) 目的 家庭で携帯電話のルール作りをする等、ネットモラルの向上を推進する。</p> <p>(2) 内容 ・静岡県ネット安全・安心協議会(3回) ・「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座(3回) ・小中学校ネット安全・安心講座(150校程度) ・「親子で話そう!!わが家のケータイ・スマホルール」ワークシートの作成・広報</p>

4 令和3年度事業実績 内訳

内容	概要
みんなが つながる 家庭教育 支援事業	<p>1 家庭教育支援基礎講座(県内3会場)</p> <p>(1) 目的 家庭教育支援員を養成するとともに、幼児教育関係者に家庭教育講座等の支援方法について理解を図る。</p> <p>(2) 参加者 市町教育委員会が推薦する地域の人材及び幼児教育関係者等 50人</p> <p>(3) 内容 行政説明、家庭教育講座実施に関する講義・演習等</p>
	<p>2 家庭教育支援フォローアップ研修(県内3会場)</p> <p>(1) 目的 市町の家庭教育支援活動を充実・拡大させるため、家庭教育支援員の資質向上を図る。</p> <p>(2) 参加者 各市町で活動する家庭教育支援員、人づくり推進員等 75名 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための人数制限により、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーは、参加募集を見合わせた。</p> <p>(3) 内容 専門家による講義・演習、事例発表、情報交換会等</p>
	<p>3 家庭教育支援チームの活動促進</p> <p>(1) 目的 市町の家庭教育支援チームによる、地域の特性に応じた家庭教育支援(家庭教育講座、親子参加型行事、相談対応、訪問型支援等)を促進する。</p> <p>(2) 内容 ・市町行政担当者会(年1回) ・市町に対するコンサルティング(相談、助言、情報提供) ・家庭教育支援情報サイト「つながるネット」による情報発信</p>
	<p>4 保護者の学習に関する教材研究</p> <p>(1) 目的 ・家庭教育講座で使用する家庭教育ワークシート「つながるシート(乳幼児期版、幼児期版)」を効果的な内容に改善する。 ・ICTを活用した交流会型家庭教育講座の開催方法を開発する。</p> <p>(2) 内容 ・学習方法改善委員会(年3回)を開催し、現つながるシートを見直し、改善や新シート開発等を行う。 ・Zoomを活用した交流会型家庭教育講座の開発と試行 ・家庭教育実態調査の発問の検討、結果の分析</p>
	<p>5 静岡県家庭教育支援実態調査</p> <p>(1) 目的 家庭における子育てや教育の実態、保護者のニーズ、保護者を取り巻く環境についての実態調査を行う。</p> <p>(2) 内容 ・県内の公立幼稚園、認定こども園、保育所等に通う子供の保護者1,721人を対象に実施 ・学習方法改善委員会にて結果を分析し、各市町へ送付する。</p>
官民連携 家庭教育 支援事業	<p>(1) 目的 企業に、「家庭の日」設定等の家庭教育支援の協力を求め、家庭教育への気運を高めるため、「家庭教育応援企業宣言」の登録を働き掛ける。また、「企業内家庭教育講座」の開催を支援する。</p> <p>(2) 内容 ・労働雇用政策課のメールマガジン等で企業に広報 ・企業内家庭教育講座(11回12社) ・家庭教育支援推進企業表彰(選考中3月表彰)</p>
家庭教育 支援情報 発信事業	<p>(1) 目的 家庭で携帯電話のルール作りをする等、ネットモラルの向上を推進する。</p> <p>(2) 内容 ・静岡県ネット安全・安心協議会(3回) ・「ケータイ・スマホルール」アドバイザー養成講座(1回101人) ・小中学校ネット安全・安心講座 ・「親子で話そう!!わが家のケータイ・スマホルール」ワークシートの作成・広報</p>

こども体験・交流推進事業

(こども未来課)

1 目的

地域社会を拠点とし、異年齢の交流集団である子ども会等が共同して「食育体験」や「安心・安全の実践」事業などを実施することにより、社会性豊かな子どもを育成することを目的に、平成20年度から実施している。

2 概要

(1) 実施方法

一般社団法人静岡県子ども会連合会へ委託

- ・契約名：令和4年度こども体験・交流推進事業委託
- ・選定方法：単独随意契約（競争不適）
- ・契約額：2,040,000円
- ・契約期間：令和4年4月12日～令和5年3月24日

(2) 令和4年度事業概要

※延べ、26地区、約1,560人参加予定

プログラム	テーマ	概要
「食育」体験教室事業	健康	食育の推進（20地区、各地区60人、延べ1,200人参加予定） ※食育推進計画の実践 ⇒「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」 ・正しい食生活の実践啓発 ・食育セミナーの開催 ・農作業体験や調理体験の実施 ・地元農家や地域との多世代交流
「安心」「安全」普及・実践事業	安全	安心・安全の実践（3地区、各地区50人、延べ150人参加予定） ・地域の安全点検 ・地域の安全マップの作成、配布
子ども・乳幼児ふれあい交流事業	命	子ども・乳幼児ふれあい交流体験 （3地区、各地区70人、延べ210人参加予定） ⇒兄弟が少ない中、子どもに乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、命の大切さを啓発する

(3) 令和3年度実施状況

プログラム	テーマ	概要
「食育」体験教室事業	健康	食育の推進（17地区、延べ628人参加） ※食育推進計画の実践 ⇒「食を知る」「食をつくる」「食を楽しむ」 ・正しい食生活の実践啓発 ・食育セミナーの開催 ・農作業体験や調理体験の実施 ・地元農家や地域との多世代交流
「安心」「安全」普及・実践事業	安全	安心・安全の実践（3地区、延べ133人参加） ・地域の安全点検 ・地域の安全マップの作成、配布
子ども・乳幼児ふれあい交流事業	命	子ども・乳幼児ふれあい交流体験 （5地区、延べ768人参加） ⇒兄弟が少ない中、子どもに乳幼児とふれあい交流する機会を提供し、命の大切さを啓発する

※当初、「延べ、29地区、約2,000人参加予定」だったが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止により、一部地区で事業が実施できないため、「延べ、25地区、1,529人参加」（一部契約解除）

3 予算額（委託料）

（単位：千円）

年 度	当 初	最 終
令和4年度	2,040	
令和3年度	2,611	2,161
令和2年度	2,611 ※	1,561

※令和2年度及び3年度は感染症拡大の影響により事業を縮小したため、委託料を減額した

4 過去の実績

事業名	R 2		R 1	
	実施 地区数	参加人数	実施 地区数	参加人数
「食育」体験教室事業	12	385	20	1,159
「安心」「安全」普及・実践事業	2	33	3	182
子ども・乳幼児ふれあい交流事業	2	1,007	6	497
計	16	1,425	29	1,838

ふじさんっこ応援隊

(こども未来課)

1 趣 旨

自主的に子ども・子育てを応援している団体等の活動を、子育て家庭のみならず、県民に見えやすいものとするため、「ふじさんっこ応援隊」を結成し、社会全体で子ども・子育てを応援する気運の醸成を図るとともに、子育て中の母親等の不安、負担、孤立感の解消を図る。

※「ふじさんっこ」には、次のような意味がこめられている。

- ・本県の子どもたちは、美しい富士山を仰ぎ見て、また、その豊かな自然や緑にふれて育つ「富士山っ子」
- ・若い世代の2人から3人は子どもを生みたいという希望を表現
- ・日本一の富士山にあやかり、子どもを生み育てやすい環境日本一を目指して

2 概 要

項 目	内 容												
目 的	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援団体等の協働・連携による活動の活発化 ・子育て家庭等への子育て支援団体等の活動の認知 												
結成時期	<p>県内の福祉・医療、経済、教育関係の団体代表者や市町長等計 81 団体が一堂に会し、「“ふじのくに” 子ども・子育て応援県民会議」(会長：知事)を開催(平成 25 年 8 月 27 日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ふじさんっこ応援宣言」の採択 ・「ふじさんっこ応援隊」の結成 <p>※現構成団体数 80 団体(1 団体解散)</p>												
参加要件	県内で広く子ども・子育てを応援する活動を自主的に行っている団体、企業、施設、個人、行政等												
申込方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・HPふじさんっこ☆子育てナビの「ふじさんっこ応援隊」から登録(登録申請書の郵送による登録可能) ・参加者に「登録証、登録ステッカー、ポスター」を進呈 												
応援隊の活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・シンボルマークを活用した子ども・子育てを応援する活動の実施 ・他の団体等の活動への積極的な協力 <p><シンボルマークの活用></p> <p>参加団体等が活動する際に制作するちらし、名札、冊子等への掲載(例：(一財)静岡県老人クラブ連合会の活動者基本台帳など)</p> <p><参加団体等の種別により想定される子ども・子育てを応援する活動></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>団体区分</th> <th>活 動 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域団体等</td> <td>子ども会活動、子育て支援の人材育成、子どもの見守り、伝統文化・伝承遊び等の伝授 など</td> </tr> <tr> <td>医療機関・助産院等</td> <td>妊娠、出産に関する相談、医療・検診や健康指導等による子どもの育成支援 など</td> </tr> <tr> <td>企業・事業所</td> <td>ワークライフバランスの推進、従業員等に対する子育て支援情報の提供 など</td> </tr> <tr> <td>店 舗 等</td> <td>授乳室、おむつ替えスペースの設置、しずおか子育て優待カード事業 など</td> </tr> <tr> <td>学校・PTA等</td> <td>PTA活動による子ども・子育て行事の実施、学生の子育てボランティア など</td> </tr> </tbody> </table>	団体区分	活 動 例	地域団体等	子ども会活動、子育て支援の人材育成、子どもの見守り、伝統文化・伝承遊び等の伝授 など	医療機関・助産院等	妊娠、出産に関する相談、医療・検診や健康指導等による子どもの育成支援 など	企業・事業所	ワークライフバランスの推進、従業員等に対する子育て支援情報の提供 など	店 舗 等	授乳室、おむつ替えスペースの設置、しずおか子育て優待カード事業 など	学校・PTA等	PTA活動による子ども・子育て行事の実施、学生の子育てボランティア など
団体区分	活 動 例												
地域団体等	子ども会活動、子育て支援の人材育成、子どもの見守り、伝統文化・伝承遊び等の伝授 など												
医療機関・助産院等	妊娠、出産に関する相談、医療・検診や健康指導等による子どもの育成支援 など												
企業・事業所	ワークライフバランスの推進、従業員等に対する子育て支援情報の提供 など												
店 舗 等	授乳室、おむつ替えスペースの設置、しずおか子育て優待カード事業 など												
学校・PTA等	PTA活動による子ども・子育て行事の実施、学生の子育てボランティア など												

項目	内容
県の役割	<ul style="list-style-type: none"> ・「ふじさんっこ応援隊」登録サイトの開設 ・活動情報を県ホームページにて紹介 ・メール等による子育て関連情報の発信 ・ふじさんっこ応援キャンペーンの開催
	(応援隊の参加募集) <ul style="list-style-type: none"> ・「ふじさんっこ応援隊」ホームページによる広報 ・応援隊へのメール等による子育て関連情報発信の際の、未加入関係団体への参加呼びかけ依頼 ・「ふじさんっこ応援キャンペーン」を活用した広報

[ふじさんっこ応援隊シンボルマーク]

[ふじさんっこ応援隊登録ステッカー]



※参加団体等が施設・事業所等に掲示

○ 子育て支援団体等を中心とした民間団体への県の活動支援

ステップ1	<子育て支援活動に対する助成 (H22～24) > 子育て支援団体等の活動への助成により、活動の拡大や質の向上を支援 (総助成活動件数 延べ94件/3か年)
ステップ2	<子育て支援実践交流会の実施 (H23～25) > 地域の活動をつなげるため、団体等が交流する「子育て支援実践交流会」を実施 (参加団体数・人数 延1,023団体、2,252名/3か年)
ステップ3	<ふじさんっこ応援隊の結成 (H25～) > <ul style="list-style-type: none"> ・一体感の醸成や協働・連携の促進を図るため、県内で子ども・子育てを応援する団体、企業や行政等が参加する「ふじさんっこ応援隊」を結成 ・応援隊の子育て家庭等への(社会的)周知等を図るため、「ふじさんっこ応援フェスタ」を開催
ステップ4	<子育て応援キャンペーンの実施 (R1～) > <ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭に子育てに対する応援をさらに実感してもらい、併せて子育てを応援する活動に取り組む団体等を増やすため、子育て中以外の方にも関心を持ってもらえるよう県内全域の子育て応援イベントを一体的に広報する「子育て応援キャンペーン」を実施

3 参加団体数

(1) 区分別

(令和4年9月1日現在)

区分	県民会議	医療	教育	経済	地域	福祉	行政	個人	計	目標 (R4)
R4.9.1	80	10	7	860	134	959	11	55	2,116	4,195
増減			+1	+1	+3	▲2			+3	
R4.3.31	80	10	6	859	131	961	11	55	2,113	

※ 第2期ふじさんっこ応援プラン：成果指標 5,500団体 (R6)

(2) 市町別

(令和4年9月1日現在)

所 在 市 町	団 体 数	所 在 市 町	団 体 数
静岡市	496	東伊豆町	6
浜松市	369	河津町	5
沼津市	101	南伊豆町	8
熱海市	19	松崎町	6
三島市	47	西伊豆町	5
富士宮市	63	函南町	12
伊東市	44	清水町	30
島田市	54	長泉町	31
富士市	140	小山町	9
磐田市	86	吉田町	16
焼津市	59	川根本町	7
掛川市	63	森町	12
藤枝市	72	県外	13
御殿場市	57		
袋井市	50		
下田市	19		
裾野市	39		
湖西市	31		
伊豆市	25		
御前崎市	16		
菊川市	39		
伊豆の国市	36		
牧之原市	31		
		総 計	2,116

(3) 地域別

(令和4年6月1日現在)

東 部	中 部	西 部	県 外	計
702	735	666	13	2,116
33.2%	34.7%	31.5%	0.6%	100%

(4) 参加団体具体例

(令和4年9月1日現在)

団体区分	参加団体数	具 体 例
県民会議	80	県社会福祉協議会、県子ども会連合会、県保育所連合会、県私立幼稚園振興協会、県地域活動連絡協議会(母親クラブ)、生き生きネットワーク、県男女協同参画センター交流会議、県老人クラブ連合会、経済4団体(県商工会議所連合会他)、各市町等
医療	10	木村産科・婦人科、ふじみ歯ならびクリニック等
教育	7	静岡英和学院大学、聖隷クリストファー大学、常葉大学、静岡福祉大学
経済	860	日本出版販売静岡支店、杏林堂薬局、北極しろくま堂、大塚製薬静岡支店、明治、和光堂名古屋支店、中央静岡ヤクルト販売、ポーラザビューティ浜松高林店、ふじやまママ等
地域	134	県消費者団体連盟、似顔絵・ウフフ、日本沼津災害救援ボランティアの会等
福祉	959	子育て応援サークルいちご、メープル、御殿場ママ活情報局、母力向上委員会、よしよし、まちなびや、はぴママ実行委員会、はままつ子育てネットワークぴっぴ、ころころねっと浜松、色彩心理診断士協会COMPAS、市町保育所等
行政	11	沼津市生涯学習課、いずのくにしおもちゃ図書館、県健康福祉センター(熱海、御殿場、中部、西部)、県くらし・環境部くらし交通安全課、県経営管理部福利厚生課、県教育委員会社会教育課、県こども未来局
計	2,061	
個人	55	
合計	2,116	

4 参加団体の推移

時期	2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R1年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度
基準日	H28.3.31	H29.3.31	H30.3.31	H31.3.31	R2.3.31	R3.3.31	R4.3.31
団体数	1,192	1,333	1,366	1,591	1,626	2,044	2,113

5 “ふじのくに” 子ども・子育て応援県民会議構成団体

区分	団体名	区分	団体名
地域 (11)	静岡県コミュニティづくり推進協議会 (一社)静岡県地域女性団体連絡協議会 (特非)静岡県ボランティア協会 静岡県地域活動連絡協議会(母親クラブ) (一社)静岡県子ども会連合会 (一財)静岡県老人クラブ連合会 (公社)静岡県シルバー人材センター連合会 静岡県自治会連合会 (一社)日本ボーイスカウト静岡県連盟 (一社)ガールスカウト静岡県連盟 (特非)静岡県男女共同参画センター交流会議	経済 (5)	(一社)静岡県経営者協会 ○(一社)静岡県商工会議所連合会 静岡県商工会連合会 静岡県中小企業団体中央会 日本労働組合総連合会静岡県連合会
		教育 (7)	静岡県私学協会 (一社)静岡県私立幼稚園振興協会 静岡県PTA連絡協議会 静岡県国公立幼稚園・こども園PTA連絡協議会 静岡県私立幼稚園PTA連合会 (公社)ふじのくに地域・大学コンソーシアム (公社)静岡県職業教育振興会
福祉・医療 (18)	○(福)静岡県社会福祉協議会 静岡県民生委員児童委員協議会 静岡県保育所連合会 静岡県保育士会 静岡県児童館連絡協議会 静岡県里親連合会 (公社)静岡県母子寡婦福祉連合会 静岡県児童養護施設協議会 静岡県乳児院協議会 静岡県産婦人科医会 (一社)静岡県医師会 (一社)静岡県歯科医師会 (公社)静岡県薬剤師会 静岡県保健師会 (公社)静岡県看護協会 (一社)静岡県助産師会 静岡県人権擁護委員連合会 認定NPO法人活き生きネットワーク	行政 (39)	☆県 市町 ○静岡県市長会 ○静岡県町村会 静岡労働局
			計 80 団体 ※ ☆会長(県知事) ○副会長(4団体の長)

児童館の概要

(こども未来課)

1 目的

児童館は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子どもを心身ともに健やかに育成することを目的とする。

2 根拠

・児童福祉法第40条

児童厚生施設：児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設

・児童福祉法第35条

第2項：都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。

第3項：市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。

第4項：国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

・児童館の設置運営要綱（平成24年5月15日付け厚生省雇児発0515第5号厚生事務次官通知）

・児童館ガイドライン（平成23年3月31日付け厚生省雇児発0331第9号厚生事務次官通知）

3 概要

区分	小型児童館	児童センター	
		児童センター	大型児童センター
設置者	市町、社団・財団法人、社会福祉法人、その他の者		
機能	遊びを通し健全育成指導。児童健全育成地域組織化（子ども会・母親クラブ）。	左の機能に加え、体力増進の指導機能。	左の機能に加え年長児童に対する育成機能を有する。
基準面積	217.6㎡以上 (相談室、創作活動室を設けない場合は185.12㎡以上)	336.6㎡以上 (相談室、創作活動室を設けない場合は297㎡以上)	500㎡以上 野外での体力増進指導に要する広場を有する。
設備	集会室・遊戯室・図書室・便所・相談室・創作活動室等(網掛け部分は必置条件)	左に加え体力増進器具	左に加え年長児用設備(スタジオ・アトリエ等)及び社会参加活動の拠点として活用するための設備
職員	遊びを指導する者 2名以上	左に加え、必要に応じ体力増進指導員、年長児童指導者を置くことが望ましい。	

4 設置状況（令和4年4月1日現在） ※ 毎年8月更新

(単位：箇所)

区分	県所管分				政令市分			県内合計
	公立		私立	計	公立		計	
	公営	民営	民営		公営	民営		
小型	9	8	0	17	3	8	11	28
センター	3	1	1	5	0	6	6	11
計	12	9	1	22	3	14	17	39
	21				17			

<参考> 全国の設置状況(平成28年10月1日現在) (単位:箇所)

	総計	小型 児童館	児童 センター	大型児童館	その他 児童館
全国	4,637	2,719	1,781	21	125
本県 (R2.4.1)	39	28	11	0	0

5 市町別設置状況(令和4年4月1日現在) ※毎年8月更新 (単位:箇所)

市町名	設置数			市町名	設置数		
	児童館	児童センター	計		児童館	児童センター	計
静岡市	7	6	13	掛川市	2	0	2
浜松市	4	0	4	裾野市	1	0	1
三島市	0	2(1)	2(1)	御前崎市	1	0	1
伊東市	1	1	2	菊川市	2	0	2
島田市	1	1	2	牧之原市	2	0	2
焼津市	0	1	1	松崎町	1	0	1
富士市	3	0	3	吉田町	1	0	1
袋井市	1	0	1	森町	1	0	1
				合計	28	11	39

※()内数字は民立・民営で内数。

6 利用状況 ※毎年8月更新 (単位:か所、人)

年度	か所数	延利用人員	一日平均利用者	一か所一日あたり 平均利用者
H25	43	923,553	3,167	74
H26	42	846,197	2,966	71
H27	41	831,730	2,888	70
H28	38	814,065	3,063	81
H29	38	787,048	2,817	74
H30	39	804,524	2,759	73
R1	39	688,953	2,470	65
R2	39	358,062	1,297	34
R3	39	397,115	1,437	35

R3年度 内訳	幼児	小学生	中学生	高校生	大人	計
		128,808	132,526	11,447	8,683	115,651

※平成29年度までは、前年7月1日から当年6月30日までの1年間の利用者数。

※児童館が他施設との複合施設となっている2館には、他施設の利用者数を含む。

7 児童館類似施設（令和4年4月1日現在） ※毎年8月更新

区 分	内 容
概 要	児童福祉法に定める児童福祉施設の最低基準を満たしてはいないものの、実質的に児童館機能を持ち、かつ遊びを指導する者を配置し、小学生を中心に0～18歳までの児童を対象にした活動を行っている施設を指し、 児童館に準ずる施設として当課で定義した施設。 ※設置基準等を満たしていても、建物が都市公園内に設立されている等により、他法上児童福祉施設としての名称を表示することが認められない施設も児童館類似施設としてカウント。
設置状況 (7市町 7か所)	富士市：ぐるん・ぱ よねのみや（都市公園内の施設） 島田市：こども館（会館内の施設） 掛川市：掛川児童交流館（会館内の施設） 清水町：こども交流館（商業施設内の施設） 静岡市：こどもクリエイティブタウン「ま・あ・る」（商業施設内の施設） 長泉町：長泉町こども交流センター「パルながいずみ」（民間複合施設内の施設） 焼津市：ターントクルこども館（単独施設）

8 児童館活動等事業費助成（～23年度）

平成23年度まで、地域の実情・需要に応じた活動の実施により、地域児童の健全育成を図る民間児童館活動に要する経費（運営経費等）について助成を行った。

なお、平成24年度から、国交付金の一般財源化及び県費補助相当分が市町に交付税措置されることに伴い、助成制度は廃止された。

事業名	民間児童館活動事業	児童福祉施設併設型民間児童館事業									
目 的	児童館の活動に要する経費について助成を行い、事業の安定経営、放課後児童健全育成事業、日曜・休日開館等の促進を図る。	民間の児童福祉施設に併設した児童館で、施設の機能を生かした事業を実施し、児童養育から遊びの指導までを一貫して行える児童福祉の総合的な拠点としての整備を図る。									
補助対象	公立民営、私立民営の児童館及び児童センター										
補助率	H23まで2/3（国1/3 県1/3）										
事業内容	（小型児童館） 遊びを通じた健全育成指導。児童健全育成地域組織化（子ども会、母親クラブ）。（児童センター） 上記に加え、体力づくりの指導。	併設された民間児童福祉施設で専門的な養育機能等を活かした事業を実施し、かつ、児童館では以下の事業を行う。 ①放課後児童健全育成事業 ②地域児童育成活動支援事業 ③児童健全育成特別事業									
23年度 補助基準額 (千円)	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>小型児童館</th> <th>児童センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1ヶ所あたり 基準額</td> <td>1,800</td> <td>2,969</td> </tr> <tr> <td>(事業期間が 6か月未満)</td> <td>900</td> <td>1,484</td> </tr> </tbody> </table>		小型児童館	児童センター	1ヶ所あたり 基準額	1,800	2,969	(事業期間が 6か月未満)	900	1,484	<p style="text-align: center;">1ヶ所あたり 9,951 (事業期間が6か月未満の児童館 4,975)</p>
	小型児童館	児童センター									
1ヶ所あたり 基準額	1,800	2,969									
(事業期間が 6か月未満)	900	1,484									

採択基準 (補助要件)	<p>「児童館の設置運営について」に定める活動のほか、次の①～④の事業のうち、2事業以上を実施すること。</p> <p>①自然体験活動事業 ひきこもりや不登校等の児童に配慮し、サマーキャンプ等野外での活動を行う。</p> <p>②子どもボランティア育成支援事業 子ども自身によるボランティアグループの育成を図り、その活動についての支援を行う。</p> <p>③児童健全育成相談支援事業 中・高校生を含む年長児童等及び保護者等からの相談に応じ、学校等関係機関と連携を図り、個別または集団指導を定期的に行う。</p> <p>④年長児童等来館促進事業 児童館への中・高校生の来館を促進するため、中高生が自主的にイベント等の催しを開催するための活動支援を行う。</p>	<p>* 併設した児童福祉施設で行う事業 特別保育、児童家庭支援センター、ショートステイ、トワイライトステイ等 地域の実状に応じた児童健全育成事業</p> <p>* 児童館で行う事業</p> <p>① 放課後児童健全育成事業 ・児童福祉法第6条の2第2項の放課後児童健全育成事業の実施</p> <p>② 地域児童育成活動支援事業 ・相談事業 ・啓発活動、サービス利用の調整、情報提供等 ・地域住民の自主的活動の支援（子ども会、母親クラブ等） ・関係機関への連絡・協力 ・地域行事との連携</p> <p>③ 児童健全育成特別事業 ・育児セミナー、サークル育成などの子育て支援 ・保育所等と児童館利用児童との異年齢児交流 ・引きこもり、不登校児童に対する支援 ・思春期児童の養育支援</p> <p>* 社会福祉士、保育士、児童厚生員、児童指導員のいずれかの有資格者を配置すること。 * 社会福祉法人設置の場合は市町村が事業委託若しくは助成することが条件</p>
主な補助対象経費	事業に必要な経費（給料、職員手当、共済費を除く）	事業に必要な経費

※ 公立公営児童館の活動事業費の補助は、H9年度に廃止され、一般財源化された。

9 実績（児童館活動事業費助成）

（単位：千円）

年 度	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
当 初	34,180	38,500	32,177	31,925	32,113	30,226	30,057	23,406
9 月	0	0	0	0	0	0	0	0
2 月	0	▲5,102	▲1,473	188	▲1,887	0	0	▲23,406
合 計	34,180	33,398	30,704	32,113	30,226	30,226	30,057	0
決 算 額	32,208	32,582	30,330	31,404	31,404	30,046	28,410	0
対象館数	12	13	12	13	12	12	12	—

新・放課後子ども総合プランの概要

(こども未来課)

1 要 旨

- ・「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、厚生労働省と文部科学省が共同して、平成30年9月に「新・放課後子ども総合プラン」を策定。
 - ・県、市町は、本プランに基づき、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子供教室の計画的な整備等を進めることとされた。
- ※従来の「放課後子ども総合プラン」(H26.7.31 文部科学省、厚生労働省連名通知)は廃止され、平成31年4月1日から新・プランに基づく取組に移行した。

2 新・放課後子ども総合プランの概要

(1) 趣 旨

共働き家庭等の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、文部科学省と厚生労働省が協力し、一体型を中心とした放課後児童健全育成事業及び地域住民等の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う事業(以下「放課後子供教室」)の計画的な整備等を進める。

(2) 国全体の目標

2023年度末までに以下の内容の実施を目指す。

項 目	目 標
放課後児童クラブ	<ul style="list-style-type: none"> ・約30万人分を新たに整備 (2019～2021年度末までに約25万人分、2022～2023年度末までに5万人分) ・新規開設分の約80%を小学校内で実施
放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的又は連携した実施	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての小学校区(約2万か所)で一体的又は連携して実施(うち、1万か所以上を一体型※で実施)

※一体型：放課後児童クラブと放課後子供教室の児童が、同一の小学校内等の活動場所において、放課後子供教室開催時に共通プログラムに参加できるもの

(3) 計画

国	子ども・子育て支援法に基づく各事業の円滑な実施を確保するための基本方針や次世代育成支援対策推進法に定める「行動計画策定指針」に記載	
県	行動計画に盛り込むべき内容(子ども・子育て支援事業(支援)計画と一体のものとして盛り込むでも可)	<ul style="list-style-type: none"> ・クラブ・子供教室の従事者研修の実施方法、実施回数等 ・教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策
市町		<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度までに達成されるべき一体型の目標事業量 ・学校の余裕教室の活用に関する具体的な方策 など

(4) 役割

県	<p>推進委員会の設置 (市町で円滑な取組促進が図られるよう、管内・域内における放課後対策の総合的なあり方の検討の場)</p> <p>従事者・参画者の研修等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童支援員となるための研修 ・クラブ従事者、子供教室参画者の資質向上や両事業の従事者・参画者と教職員等との間の情報交換・情報共有を図るための研修 等
市町	<p>運営委員会の設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会と福祉部局が連携を深め、学校施設の使用計画・活用状況等について十分に協議を行う。 ・両者が責任を持つ仕組みとなるよう、適切な体制づくりに努める。

(5) 市町における具体的な推進方策

- ア 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進
 - ・ 学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化（事故が起きた場合の対応等の取決め等に関する教育委員会と福祉部局との協定書の締結など）
 - ・ 運営委員会、学校区ごとの協議会における余裕教室の徹底活用等に向けた検討
- イ 来所、帰宅時における児童の安全確保

安全対策の点検を行うとともに、登下校の見守り等に関わる地域住民等と連携。
- ウ 特別な配慮を必要とする児童への適切な対応

障害のある児童や日本語能力が十分でない児童など特別な配慮を必要とする児童が安心して過ごせるよう配慮。
- エ 総合教育会議の活用（平成27年4月から新たに設置）

首長と教育委員会が、学校施設の積極的な活用など、総合的な放課後対策の在り方について十分に協議。
- オ 魅力的な学習・体験プログラムの一層の充実

大学生・企業OB・高齢者等の様々な人材の参画により、放課後児童クラブの児童も対象に、多様なかつ魅力的な学習・体験プログラムを提供

3 これまでの取組

平成18年5月19日に文部科学省と厚生労働省が、「地域子供教室推進事業」（文部科学省）と「放課後児童健全育成事業」（厚生労働省）の一体的又は連携した実施を目的とする「放課後子どもプラン」を策定し、平成19年度から放課後子どもプラン推進事業を実施。

<本県における放課後子どもプランの推進>

教育委員会社会教育課が設置した「学校・家庭・地域連携推進委員会」（H19.6～H23「放課後子どもプラン推進委員会」）において、放課後子供教室事業等との連携方策について検討を行った。（H20～R2：3回開催、R3：2回開催）

（これまでの議論の要旨）

- ・ 放課後児童クラブは、昼間保護者がいない家庭に代わる生活の場としての役割が求められていることから対象児童が限定されており、放課後子供教室が目指す全児童を対象とした安全・安心な活動拠点の提供とは異なる。
- ・ このため、放課後子どもプランの推進にあたっては、これまで実施してきた放課後児童クラブの事業内容は確保しつつ、今後展開されていく放課後子供教室の事業内容により、放課後児童クラブの児童が、自由に参加できる環境を整備し、運営主体の市町等行政が中心となって連携していくことが現実的。

4 実施状況

（単位：か所）

区 分	放課後児童クラブ (R4.5.1現在)	放課後子供教室 (R3.12現在)
実施箇所数	766 か所、35 市町 ※政令市含む	95 教室、19 市町 ※「土曜学習」、 政令市含まない
学校余裕教室	243 か所 (31.7%)	
学校敷地内専用施設	280 か所 (36.6%)	
連 携 数	215 か所 (28.1%)	

※「連携」とは、放課後児童クラブ児童が、放課後子供教室の活動に参加している場合をいう。
 ※令和4年5月1日時点放課後児童クラブ数値については、県集計による暫定値。厚労省公表（12月）をもって確定する。

5 放課後児童クラブ・放課後子供教室の事業比較

事業名	放課後子供教室推進事業（文部科学省）	放課後児童健全育成事業（厚生労働省）
開始年度	平成19年度（新規）	平成10年度（継続）
根拠	事業実施要綱	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法第6条3第2項 ・事業実施要綱
趣旨	全ての児童を対象として、安全・安心な児童の活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子供たちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る。
実施主体	市町（社会福祉法人、その他の者（NPO法人等）への委託・補助可）	
対象児童	通学区域内の全ての小学生（中学生も可）	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生
事業内容	放課後や週末等における <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツや文化活動などの体験活動 ・地域住民との交流活動 ・遊びの場の提供 ・学習機会の提供 	放課後における児童の健全育成 <ul style="list-style-type: none"> ・健康管理、安全確保、情緒安定 ・遊び活動への意欲と態度の形成 ・自主性、社会性、創造性を培う ・児童の活動の把握と家庭への連絡 ・家庭や地域での遊びの環境づくり支援
実施場所	・学校、公民館、児童館等を活用	<ul style="list-style-type: none"> ・学校余裕教室、学校敷地内専用施設 ・児童厚生施設（児童館、保育所） ・その他公的施設等
職員配置	地域の協力者等	放課後児童支援員（専任）
要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の実情に応じた実施 ・週末のみや週1回の実施も可 ・原則年間250日未満の回数制限 ・1日4時間以内の実施 参加人数、事業内容等に制限なし	<ul style="list-style-type: none"> ・原則年間250日以上の開設 ・平日：1日3時間以上 ・休日：1日8時間以上実施 ・衛生及び安全が確保された設備やロッカーの設備等を備える 等
受益者負担	なし	あり
予算	R3 43,950千円(95教室、19市町) ※「土曜学習」、政令市含まない ※予算は地域学校協働(本部)活動分を含む	1,776,583千円(969支援の単位) ※うち、当初予算：1,625,000千円 2月補正：151,583千円 ※政令市含む
	R4 41,950千円(95市町、19市町) ※「土曜学習」、政令市含まない ※予算は地域学校協働(本部)活動分を含む	1,662,000千円(1,004支援の単位) ※政令市含む
備考	・施設整備補助制度あり	

※「土曜学習」：地域の多様な団体等が主体となって、希望者に対して学習等の機会の提供を行う事業

児童遊園の概要

(こども未来課)

1 目的

児童遊園は、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、児童厚生員等を配置し、児童に健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設としている。

2 根拠

- ・児童福祉法第40条（児童厚生施設：児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設）
- ・児童福祉法第35条第2項、第3項、第4項
 - 第2項：都道府県は、政令の定めるところにより、児童福祉施設を設置しなければならない。
 - 第3項：市町村は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。
 - 第4項：国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。
- ・標準的児童遊園設置運営要綱
(平成4年3月26日付け児育第8号厚生省児童家庭局育成課長通知)

3 機能

児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、自主性、社会性、創造性を高め、情操を豊かにするとともに、母親クラブなどの地域組織活動を育成助長する拠点としての機能を有する。

4 内容

区 分	児童遊園	(参考)街区公園 (旧児童公園)
根拠法令	児童福祉法	都市公園法
規模(標準)	330㎡以上	2,500㎡以上
誘致距離(標準)	特に規定しないが近距離とする	半径250m
対象者	幼児及び低学年児童	街区内に居住するもの
設置場所	児童の遊び場が不足している場所に優先的に設置	都市計画区域内
物的設備	遊具(ブランコ、砂場、滑り台、ジャングルジム等)、広場、ベンチ、トイレ、飲料水設備、ごみ入れ、柵、照明設備	都市公園施行令第7条規定より、ブランコ、滑り台等の必置規制を廃止。
人的設備	遊びを指導する者(他の遊びを指導する者と兼ね、又は巡回のものであっても差し支えない。)	なし

5 設置者

市町及び社会福祉法人等(児童福祉法第35条)

6 設置数の推移 (令和4年4月1日現在 ※平成30年度までは7月1日現在) ※毎年8月更新 (単位:カ所)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
設置市町数	17	15	15	15	15	14	13	12
設置数	39	34	34	34	34	31	30	26
増減	0	▲5	0	0	0	▲3	▲1	▲4

※全国の設置数:2,889カ所(H27.10.1現在)

7 市町別児童遊園数（令和4年4月1日現在） ※毎年8月更新 （単位：か所）

市町村名	R3	R4	増減	市町村名	R3	R4	増減
熱海市	1	1	0	松崎町	7	4	▲3
富士宮市	1	0	▲1	清水町	2	2	0
磐田市	1	1	0	長泉町	1	1	0
御殿場市	2	2	0	小山町	5	5	0
菊川市	5	5	0	川根本町	1	1	0
東伊豆町	1	1	0	森町	2	2	0
南伊豆町	1	1	0	合計	30	26	▲4

8 遊具の安全管理

年度	内 容
H23 以降	無し
H22	街区公園において発生した複合遊具使用による事故 （厚生労働省からの通知）
H21	総合公園において発生した人工芝スキー場での事故 （厚生労働省からの通知）
H20	厚生労働省からの通知により子どもの施設の安全全国一斉総点検 （各市町の自主点検）を実施 ※公園等の遊具事故が国内で発生した時に、随時、遊具の安全管理の強化についての厚生労働省からの通知を周知
H18	公園緑地室主催「遊具の日常点検講習会」周知

9 整備に対する補助

国庫補助	昭和33年度～昭和39年度	30ヶ所
県単独補助	昭和34年度～昭和49年度	219ヶ所

※現在、児童遊園整備の補助制度はない。市町「一般単独事業債」の対象。

<参考：地域における児童遊園以外の屋外遊び場(H28.3.31 現在、公園緑地課所管)>

住区基幹公園		
街区公園	近隣公園	地区公園
主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積2haを標準として配置する公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所当たり面積4haを標準として配置する公園
1,866カ所	140カ所	27カ所

※住区基幹公園とは地区住民の身近な利用に供する住区の基幹的施設であり、都市公園法に基づいて整備されたもの。

幼児教育の推進

(義務教育課 幼児教育推進室)

1 幼児教育の現状・背景

保護者のニーズ等の変化により、幼児教育施設は公立私立・施設類型が多様化し、それら施設に通う子供たちの教育環境は様々である。また、特別な支援を必要とする子供や外国にルーツを持つ子供が増加し、保育現場において今まで以上に専門的な知識や支援が必要になってきている。幼児期と小学校教育との円滑な接続については、子供同士や職員同士の交流は進んでいるが、幼小のカリキュラムの接続までは至っていない市町が多い。

令和4年度、文部科学省において「幼児教育スタートプラン」が開始される。このプランは、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、就学前の3～5歳児全ての子供たちに対して格差なく質の高い学びを保障するものである。

これらを踏まえて、本県においても県内全ての幼児に質の高い教育を提供し、小学校への円滑な接続のため、それぞれの課題に応じた人的・物的体制整備の一層の充実が必要であると考えている。

2 R4年度幼児教育推進室（幼児教育センター）事業

(1) 調査・研究

幼児教育への人材投入拡大による実証、福祉や義務教育の専門職との連携強化、公私・施設種間問わずの支援体制の検証等の調査・研究を行う。(R4～R6)

ア インクルーシブ教育保育研究「Springプロジェクト」

イ 幼児教育サポートチーム巡回訪問研究

(2) 研修開催

全施設種の保育者を対象に、働き方の多様性にも対応した方法でキャリアステージに応じた研修の充実を図る。

ア 悉皆研修

- ・初任者研修
- ・中堅教諭等資質向上研修

イ 希望研修

- ・幼児理解研修～エピソード記録と保育～
- ・乳幼児保育研修
- ・インクルーシブ保育研修
- ・幼小接続期の教育・保育研修
- ・幼児教育マネジメント研修

ウ その他研修等

- ・ 幼児教育アドバイザー等研修
- ・ 保育プロセスの質リフレクションシート活用研修
- ・ 幼児教育の理解・発展推進事業都道府県協議会

(3) 連携体制構築

センターがプラットフォーム的な役割を担い、県内の市町間、施設種間、関係機関の連携を促進する。

- ア 就学前教育推進協議会
- イ 幼児教育サポートチーム訪問支援事業
- ウ 初任者研修指導員・担当者連絡会
- エ 市町担当者連絡会

(4) 情報発信

保育者養成大学の教員と連携し、幼児教育や保育に関する資料を作成し、県内の保育者に提供する。

また、研究成果や園・校での好事例等を県内に発信し、広く幼児教育への啓発を進める。

- ア 幼児教育 GOOD DESIGN AWARD の選定・発信
- イ 就学前教育情報発信サイト「わっ！」
- ウ 幼児教育センターだより「わっ！ぴよん通信」
- エ 幼児教育/保育等に関する資料の作成・提供

乳幼児保育（低年齢児保育）事業

（こども未来課）

1 事業概要＜事業開始年度 昭和 45 年～＞

(1) 目的

乳幼児（0～2歳児）が年間延べ72人以上入所している**民間保育所、民間幼保連携型認定こども園及び一定の要件を備えた認可外保育施設**に対し、保育士を手厚く配置する費用を助成することにより、乳幼児の受入促進及び処遇向上を図る。

(2) 実施主体

市町（政令市を除く）

（県→市町→民間保育所、民間幼保連携型認定こども園、認可外保育施設）

(3) 実施要件

ア 民間保育所、民間幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設に共通の要件

- ・各月初日現在において入所している3歳未満児の数の合計が72人以上となる民間保育所、民間幼保連携型認定こども園及び認可外保育施設

- ・民間保育所、民間幼保連携型認定こども園にあつては、次の年齢区分ごとに、保育士配置基準で規定する保育士数**以上**の保育士配置がされていること。ただし、異なる年齢区分の児童を同一の部屋で保育している場合は、年齢区分ごとの保育士配置率に児童数を乗じて得た数値(小数点第1以下切上)以上の保育士が配置されていること。

年齢区分	保育士配置基準	保育士配置基準 (異年齢児を同一の部屋で保育する場合)
0歳児	3人につき保育士1人	0.34
1～2歳児	6人につき保育士1人	0.17
3歳児	20人につき保育士1人	0.05
4歳児以上	30人につき保育士1人	0.04

イ 認可外保育施設

「認可外保育施設指導監督基準」に概ね適合することを要件としている。

(4) 補助率 1/2 （負担割合：県1/2、市町1/2）

(5) 補助基準額(対象児童1人当たり月額)

年 齢	民間保育所 民間幼保連携型認定こども園	認可外保育施設
0歳児	—	9,600円
1歳児	21,000円	3,400円
2歳児	8,000円	1,200円

【H27 単価改正の理由】

民間保育所190施設のうち、1歳児は約85%にあたる159施設の平均において県の配置基準(4.38)を上回る保育士を配置し、2歳児は全施設の平均において県の配置基準(5.27)を上回る保育士の配置実態がある。今後の保育の質の向上のためには保育士の配置について更なる拡充が必要であり、平成27年度から、1歳児を21,000円/月(300円増)に、2歳児8,000円/月(200円増)に引き上げ、保育所に対する支援の充実を図る。

(6) 補助単価推移（民間保育所等）

（単位：円）

区 分		⑨	⑩	⑪～⑬	⑭～⑯	⑰～⑱	⑲～⑳	㉑～	保連要望	運営費 (給付費) 上の配置
0歳児	単価	48,400	廃止※	—	—	—	—	—	—	—
1歳児	単価	15,000	16,000	17,000	19,500	20,200	20,700	21,000	28,000	—
	効果	4.7		4.6	4.41		4.38	4.35	4	6
2歳児	単価	6,000			7,000	7,500	7,800	8,000	11,000	—
	効果	5.4			5.3		5.27	5.24	5	6

※最低基準の見直し（0歳児：6:1⇒3:1）に伴い、運営費により県補助分が負担されることから、0歳児分の助成を廃止した。

2 根 拠 多様な保育推進事業費補助金交付要綱)

3 予 算

(単位：千円)

区 分	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
当 初	722,758	749,850	754,816	756,870	740,466	740,493
2月補正	▲27,144	▲49,578	▲56,125	▲39,563	▲14,766	
年 間	695,614	700,272	698,691	717,307	725,700	
決 算	672,271	685,552	682,501	696,519	710,447	

4 実 績

(1)年間延べ人数

(単位：人月)

区 分	R元年度		R2年度		R3年度	
	民間 保育所	認可外 保育施設	民間 保育所	認可外 保育施設	民間 保育所	認可外 保育施設
0歳児	—	419	—	252	—	242
1歳児	44,519	1,150	45,696	697	46,973	561
2歳児	52,767	1,297	52,825	1,130	53,911	706
小 計	97,286	2,866	98,521	2,079	100,884	1,509
合 計	100,152		100,600		102,393	

(2)実施市町及び実施施設 (政令市は対象外)

(単位：箇所)

年 度	実施市町数	民間保育所等	認可外保育施設	備考
R元	32市町	236	15	西伊豆町を除く
R2	31市町	246	13	西伊豆町、川根本町を除く
R3	31市町	256	12	西伊豆町、川根本町を除く

(3)実施市町別内訳

(単位：施設数)

市町名	R1 実績			R2 実績			R3 実績		
	計	うち認可 保育所等	うち認可外 保育施設等	計	うち認可 保育所等	うち認可外 保育施設等	計	うち認可 保育所等	うち認可外 保育施設等
沼津市	29	26	3	29	27	2	28	28	-
熱海市	4	3	1	4	3	1	4	3	1
三島市	14	14	-	15	15	-	15	15	-
富士宮市	11	10	1	11	10	1	11	10	1
伊東市	5	5	-	5	5	-	5	5	-
島田市	18	18	-	18	18	-	18	18	-
富士市	24	24	-	25	25	-	27	26	1
磐田市	18	16	2	21	18	3	22	19	3
焼津市	11	9	2	9	9	0	10	9	1
掛川市	19	17	2	20	18	2	22	20	2
藤枝市	19	18	1	21	20	1	22	21	1
御殿場市	9	9	-	9	9	-	9	9	-
袋井市	18	15	3	18	15	3	18	16	2
下田市	2	2	-	2	2	-	2	2	-
裾野市	4	4	-	4	4	-	6	6	-
湖西市	5	5	-	6	6	-	6	6	-
伊豆市	4	4	-	4	4	-	4	4	-
御前崎市	1	1	-	2	2	-	2	2	-
菊川市	10	10	-	10	10	-	10	10	-
伊豆の国市	4	4	-	4	4	-	4	4	-
牧之原市	4	4	-	4	4	-	5	5	-
東伊豆町	1	1	-	1	1	-	1	1	-
河津町	1	1	-	1	1	-	1	1	-
南伊豆町	-	-	-	-	-	-	-	-	-
松崎町	1	1	-	1	1	-	1	1	-
函南町	3	3	-	3	3	-	3	3	-
清水町	3	3	-	3	3	-	3	3	-
長泉町	5	5	-	5	5	-	5	5	-
小山町	1	1	-	1	2	-	2	2	-
川根本町	1	1	-	-	-	-	-	-	-
森町	2	2	-	2	2	-	2	2	-
計	251	236	15	259	246	13	268	256	12

5 参考 県内政令市（静岡市・浜松市）の類似事業の概要

区分	令和4年度		
	静岡市	浜松市	
対象	保育所、認定こども園、小規模保育施設 (すべて民間)	保育所、認定こども園	
要件	4月1日及び10月1日時点における1歳児クラスの職員配置率(上限4:1)と国基準(6:1)との差の人員費を補助	各月初日における3歳未満児の児童数の計が年間72人以上の施設に対し、1歳児及び2歳児の保育に要する経費を補助	
補助率	市10/10	市10/10	
基準額	1歳	53,000円(月額/人) 配置職員数×配置基準差×基準額	21,000円(月額/人) 各月初日1歳児数×基準額
	2歳	-	8,000円(月額/人) 各月初日2歳児数×基準額
積算例	1歳児14人、職員数3人の場合 配置率: $14 \div 3 = 4.6$ 国基準との差: $6 - 4.6 = 1.4$ 補助額: $3 \times 1.4 \times 53,000 = 222,600$ 円	1歳児10人、2歳児16人の場合 1歳児: $10 \times 21,000 = 210,000$ 円 2歳児: $16 \times 8,000 = 128,000$ 円	

※静岡市は令和元年度から事業内容を変更している。

静岡県子育て未来マイスター認定制度

(こども未来課)

1 要旨

少子化の進行や地域関係の希薄化に伴い、親子が直面する問題も多様で深刻なものが多くなっていることなどから、親子が気軽に集い相談する場である地域子育て支援拠点の役割が増大し、職員のスキルアップの必要性が増している。

このため、平成20年度から、相談援助の知識と技術など、高度で実践的な手法を取り入れたマイスター研修を修了した職員を「静岡県子育て未来マイスター」として認定し、子育て支援拠点の質の充実に図る。

2 県の役割

- ・マイスターの認定（子育て未来マイスター研修）
- ・マイスターの資質向上（フォローアップ研修）
- ・ふじさんっこ子育てナビ等でマイスターの名簿を公開し、県民や市町等に周知
- ・子育て支援に関する各種情報の提供

3 認定者数

(各年度3月31日現在※令和4年度は令和4年9月1日現在)

年度	認定者数	減数	累計認定者数
平成20年度	38人	3人	35人
平成21年度	18人	0人	53人
平成22年度	15人	1人	67人
平成23年度	31人	0人	98人
平成24年度	22人	6人	114人
平成25年度	13人	8人	119人
平成26年度	18人	1人	136人
平成27年度	27人	8人	155人
平成28年度	26人	5人	176人
平成29年度	36人	6人	206人
平成30年度	36人	12人	230人
令和元年度	34人	5人	259人
令和2年度	21人	17人	263人
令和3年度	24人	10人	277人
令和4年度	—	2人	275人

4 子育て未来マイスターの役割

- (1) 高度な知識、能力を有し、複雑・深刻な相談事例にも対応
- (2) 拠点の他の職員の相談・指導
- (3) 地域の子育て支援に関する他の施設、行政機関等との緊密な連携

(4) 子育て及び子育て支援に関する情報の積極的な収集・提供

5 市町別認定者数（令和4年4月1日）

市町名	マイスター数	内訳		参考		
		地域子育て支援拠点に従事 (A)	拠点以外(保育所等)に従事	地域子育て支援拠点の数 (B)	拠点マイスター数/拠点の数 (A)/(B)	マイスターのいる拠点数
静岡市	21	10	11	21	0.5	8
浜松市	31	19	12	26	0.7	11
沼津市	17	8	9	10	0.8	5
熱海市	3	2	1	3	0.7	2
三島市	19	13	6	12	1.1	10
富士宮市	3	1	2	7	0.1	1
伊東市	14	8	6	7	1.1	5
島田市	21	10	11	9	1.1	6
富士市	8	5	3	15	0.3	3
磐田市	15	8	7	11	0.7	5
焼津市	13	10	3	8	1.3	5
掛川市	14	5	9	15	0.3	2
藤枝市	21	15	6	15	1.0	9
御殿場市	10	5	5	10	0.5	3
袋井市	17	16	1	8	2.0	7
下田市	0	0	0	1	0.0	0
裾野市	0	0	0	3	0.0	0
湖西市	6	3	3	1	3.0	1
伊豆市	3	2	1	6	0.3	2
御前崎市	2	1	1	2	0.5	1
菊川市	6	4	2	2	2.0	2
伊豆の国市	6	5	1	3	1.7	2
牧之原市	6	5	1	4	1.3	3
東伊豆町	1	0	1	1	0.0	0
河津町	0	0	0	0	—	0
南伊豆町	1	0	1	1	0.0	0
松崎町	1	0	1	0	—	0
西伊豆町	5	1	4	2	0.5	1
函南町	1	0	1	2	0.0	0
清水町	1	1	0	6	0.2	1
長泉町	2	2	0	3	0.7	2
小山町	1	0	1	3	0.0	0
吉田町	2	0	2	1	0.0	0
川根本町	2	2	0	2	1.0	1
森町	2	2	0	1	2.0	1
合計	275	163	112	221	0.7	99

静岡県地域活動連絡協議会（母親クラブ）の概要

（こども未来課）

1 概要

区 分	内 容
目 的	単位母親クラブ相互の交流を深め、事業等を行うことにより活動の拡充発展を図り、県内各地域における児童健全育成の推進に寄与する。
設 立	昭和 58 年 10 月 14 日
代 表 者	会長：加納永子（平成 17 年 5 月～） ・全国地域活動連絡協議会 監事 副会長：片瀬 紀子、大川 美津江、加藤 陽子
会 員 数 (R4.4.1)	4クラブ（3市：富士宮市2、伊東市1、牧之原市1）

※全国地域活動連絡協議会（加盟 33—都道府県 28・政令市 4・中核市 1）（平成 27 年 4 月 1 日現在）

2 主な活動内容

区 分	内 容
研修	公園安全点検、防犯点検指導
全国一斉遊び場安全点検	全国一斉に各地区公園の点検及び遊具の点検を実施
子どもサンタ交通安全啓発活動	交通安全の呼びかけ、手づくりマスコットの配布、交通安全教室の実施
東海・近畿・北陸ブロック地域 活動指導者研修会	<ul style="list-style-type: none"> ・開催日 平成 26 年 10 月 4 日(土)、5 日(日) ・会 場 富士宮市（「パテオン」(結婚式場)） ・参加者 165 人 ・講 演 「虐待をなくすには」 ・講 師 静岡県恵明学園 施設長 加藤 秀郷 氏 ほか

3 県との関わり

区 分	内 容
静岡県社会福祉審議会	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉専門分科会 任期：令和 3 年 6 月～令和 6 年 5 月（委員：稲葉 靖子） ・子ども子育て支援部会 任期：令和 3 年 6 月～令和 6 年 5 月（委員：稲葉 靖子）
県民会議	構成団体（代表者：加納 永子）
ふじさんっこ応援隊	平成 25 年 8 月 27 日 応援隊へ参加（登録番号 4 号）
ふじさんっこ応援フェスタ	平成 26 年度～30 年度にブース出展。内容は工作
事務局	～ 9 年度：県 10 年度～：完全独立
助成事業（～23 年度）	単位母親クラブに対して、活動費の助成をしていたが 24 年度から、国交付金（子育て支援交付金）の一般財源化及び県費補助相当分が市町に交付税措置されることに伴い、助成制度は廃止された。

4 母親クラブの歴史

地域の自発的な子育てについての母親の組織的活動は、戦後本格的に展開されたが、昭和23年に厚生省が「母親クラブ結成及び運営要綱」を通知したことにより「母親クラブ」が定義された。

時 期	内 容
昭和初期	母の会、親の会、婦人会といった名称で各地に母親クラブが誕生
昭和23年10月	厚生省から「母親クラブ結成及び運営要綱」が通知され、「母親クラブ」が定義
昭和39年	初の県下統一組織として群馬県母親クラブ連合会が誕生
昭和48年	「国庫補助による母親クラブ活動要綱」が通知され、母親クラブの設立が拡大
昭和49年10月	県単位の組織を会員とする全国組織「全国母親クラブ連絡協議会」が発足
平成14年4月	“母親クラブ”の名称について問題提起があり、「全国地域活動連絡協議会」（愛称：みらい子育てネット）へ改称

※ 全国地域活動連絡協議会HPより抜粋

5 県内の母親クラブの状況（県地協未加入も含む）

(1) 単位母親クラブ

令和4年1月現在

	市町名	クラブ数	会員数 (人)	市町補助 の有無	県地協への 加入数
1	静岡市	4	81人	有	
2	三島市	3	27人	有	
3	富士宮市	2	44人	有	2
4	伊東市	1	13人	有	1
5	島田市	2	32人	有	
6	富士市	1	23人	無	
7	焼津市	2	※	有	
8	袋井市	4	※	有	
9	裾野市	3	39人	有	
10	御前崎市	2	44人	有	
11	菊川市	1	18人	有	
12	牧之原市	1	301人	有	1
13	森町	1	※	無	
	合 計	27	622人	有：11 無：2	4

※焼津市、袋井市、森町は活動ごとに会員を募っている。

(2) クラブ数推移

	H29	H30	R1	R2	R3	差引 (R2→R3)
クラブ所在市町	15	14	15	13	13	-
クラブ数	36	27	29	26	27	1
会員数	3,260	1,055	881	615	622	7

(3) その他（市協議会の状況等）

名称	設立年月日	会長名	全地協への加入
静岡市地域活動連絡協議会	昭和57年10月1日	豊島 智江	○
三島市地域活動連絡協議会	昭和63年4月1日	亀井 由科里	

父親参加型交流会開催事業

(こども未来課)

1 目的

父親の子育て参加の重要性を啓発するとともに、父と子のふれあいの機会を創出することにより、父親の子育て参加の促進を図ることを目的に、平成12年度から実施している。

2 令和4年度事業概要

項 目	内 容
事業内容	「遊び」「体験」などのコーナーからなる、父と子が揃って楽しめるファミリーイベントの開催
実施方法	一般社団法人静岡県子ども会連合会へ委託 <ul style="list-style-type: none"> ・ 契 約 名：令和4年度父親参加型交流会開催事業委託 ・ 選定方法：単独随意契約（競争不適） ・ 契 約 額：540,000円 ・ 契約期間：令和4年4月12日～令和5年3月24日
実施箇所数	県内3か所
実施時期	令和4年5月～11月

3 令和4年度実施予定

地区	開催日	会場	内容	参加者数
東部	R4.7.17 (日)	三島市民体育館	トランポリン、縄跳び、スポーツチャンバラ等の各種スポーツを親子で体験、チャレンジランキング	700人
中部	R4.11.13 (日)	島田市中央体育館	バルーン、木工教室等	400人
西部	R4.5.3 (火・祝)	浜松市細江総合運動公園	ラグビー体験、ストラックアウト、ふわふわ、ミニSL、チャレンジランキング	400人
計				1,500人

4 予算（委託料）

(単位：千円)

年 度	当 初	最 終
令和4年度	540	
令和3年度	819	689
令和2年度	819	819

5 過去の実績

地区	令和2年度			令和3年度		
	実施日	場所	参加人数	実施日	場所	参加人数
東部	R2.9.20	三島市 楽寿園	850人	R3.5.5	三島市 楽寿園	669人
中部	R2.9.21	静岡市 南部体育館	115人	中止 ※	藤枝市生涯学習 センター	0人
西部	中止 ※	掛川市総合福祉 センター	0人	R3.5.3	浜松市細江 総合運動公園	272人
計			965人			941人

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

6 他部局の取組

(単位：千円)

部局名	内 容	予算 (R4年度)
経済産業部 労働雇用政策課	○多様な働き方導入推進事業 ニーズにあった多様な働き方を選択できる環境整備のため、県内企業における「新しい働き方の実践」を支援するとともに、県内企業のテレワーク導入・定着を支援する。	22,500
教育委員会 社会教育課	○お父さんの子育て手帳 父親の家庭教育参加の促進や、父親の子育てを応援するために、「お父さんの子育て手帳」のデータをホームページからダウンロードできるようにしている。	— ※
	○家庭の日 月に一度は「家庭の日」を設け、家族が一緒に過ごしてコミュニケーションを深めることを呼びかけており、家族ふれあいのきっかけづくりを提供している。	— ※

※予算なしで、広報などを行っている。

<参考> 社会生活基本調査より

	年度	父親	母親
就学前の子を持つ親の 男女別の育児関連時間 (1日当たり)	平成28年度	49分	225分
	平成23年度	42分	182分

児童福祉週間

(こども未来課)

1 要旨

児童福祉週間は、児童福祉法第2条第1項にうたわれた「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない」とする児童福祉の理念の周知・普及を図るため、昭和22年から毎年全国的に実施されてきたもので、令和4年度で76回目を迎える。

5月5日の「子どもの日」からの1週間がこれに当たり、県内の関係機関や地域社会が一体となって、各種の啓発事業や行事を展開し、児童福祉の理念の一層の周知と児童問題に対する社会的関心の喚起を図るものである。

(主唱) 厚生労働省

(実施) 静岡県、静岡県教育委員会、静岡県社会福祉協議会、市町、市町教育委員会、関係団体 他

2 児童福祉週間標語

令和4年度 「見つけたよ 広がる未来とつかむ夢」

令和3年度 「あたたかい ことばがつなぐ こころのわ」

令和2年度 「やさしさに つつまれそだつ やさしいこころ」

3 予算額

(単位：千円)

	当 初	最 終
令和4年度	266	-
令和3年度	266	266
令和2年度	266	266

4 令和4年度児童福祉週間事業

(1) 街頭キャンペーンの実施

項 目	内 容
日 時	令和4年4月27日(水) 8:00~8:30 ほか
場 所	県こ未局：静岡駅改札前コンコース(静岡県) 県健福セ、市町：駅コンコースなど
内 容	児童福祉週間啓発チラシ及び啓発グッズの配布

(2) 各種広報媒体を活用しての啓発普及

区 分	内 容
広報誌	県民だより、市町広報誌へ掲載
ラジオ	SBS ラジオにて周知
HP掲載	理念や子どもに関する相談窓口を掲載
立看板設置等	県庁本館前に立看板の設置、「こいのぼり」の掲揚、ポスター掲示
横断幕の掲出	呉服町アーケードに横断幕の設置
地デジ	地デジデータ放送による周知

5 令和3年度児童福祉週間事業

- (1) 街頭キャンペーンの実施 **開催中止**
 新型コロナウイルス感染予防措置により開催中止

- (2) 各種広報媒体を活用しての啓発普及

区 分	内 容
広報誌	県民だより、市町広報誌へ掲載
ラジオ	SBS ラジオにて周知
HP掲載	理念や子どもに関する相談窓口を掲載
立看板設置等	県庁本館前に立看板の設置、「こいのぼり」の掲揚、ポスター掲示
横断幕の掲出	呉服町アーケードに横断幕の設置
地デジ	地デジデータ放送による周知

6 令和2年度児童福祉週間事業実績

- (1) 街頭キャンペーンの実施 **開催中止**
 新型コロナウイルス感染予防措置により開催中止

項 目	内 容
日 時	令和2年4月28日(火) 8:00~8:30 ほか
場 所	県こ未局：静岡駅改札前コンコース（静岡県） 県健福セ、市町：駅コンコースなど
内 容	児童福祉週間啓発チラシ及び啓発グッズの配布

- (2) 各種広報媒体を活用しての啓発普及

区 分	内 容
広報誌	県民だより、市町広報誌へ掲載
ラジオ	SBS ラジオにて周知
HP掲載	理念や子どもに関する相談窓口を掲載
立看板設置等	県庁本館前に立看板の設置、「こいのぼり」の掲揚、ポスター掲示
横断幕の掲出	呉服町アーケードに横断幕の設置

静岡県子ども会連合会の概要

(こども未来課)

1 概要

区 分	内 容
設 立	昭和 27 年 12 月 20 日 (平成 24 年 4 月 2 日 : 一般社団法人化)
代 表 者	会 長 : 喜瀬川 康博(平成 30 年 5 月～) 副会長 : 渡邊 公人、森主 茂、瀬古 穰 顧 問 : 河本 功 ※全国子ども会連合会会長 (平成 30 年 2 月～) 事務局長 : 木村 善彦
会 員 数 (R4.4.1)	市町子ども会連合会 : 20(17 市 3 町) 単 位 こ ど も 会 : 1,590

※令和 2 年度から消費税非課税団体

2 主な活動内容

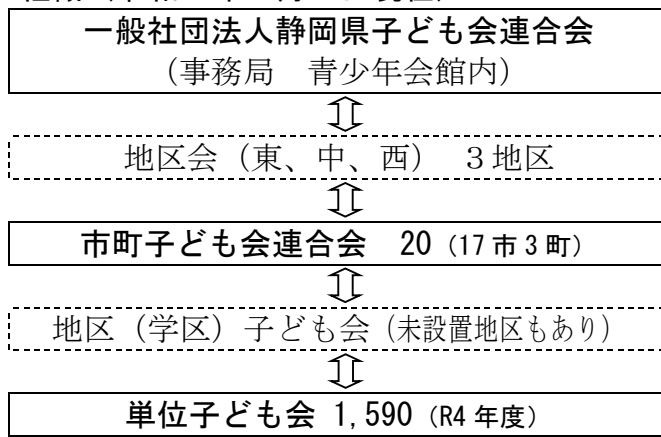
区 分	内 容
連合会事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会育成研修会、子ども会指導者研修会の実施 ・子ども会活動振興研究会の開催 ・児童館構成員を対象とした研修会の実施 ・「子ども会活動体験記」、「チャレンジ冒険遊び事業体験記」作文募集及び表彰、体験記集発行 ・チャレンジ冒険遊び事業の実施 ・「県子連だより」の発行(年 1 回) ほか
安全共済会 推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・共済会加入手続き、共済金請求事務 ・安全教育指導者養成研修会(県内 3 か所) ほか
受託事業	<ul style="list-style-type: none"> ・父親参加型交流会開催事業(こども未来課) ※行政資料項目 6 参照 ・こども体験・交流推進事業(こども未来課) ※行政資料項目 9 参照 ・青少年団体育成総合推進事業(社会教育課)
表彰関係	<ul style="list-style-type: none"> ・県子連大会表彰(知事表彰等) ほか

3 子ども会の育成

(1) 子ども会の概要

区 分	内 容
意 義	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども会は、地域の子どもによる自主的な活動組織で、子どもが会員、子どもが主役の、子どもたちのための会 ・異年齢での遊びや地域の環境美化運動などの社会活動を体験することにより、自分たちが地域社会の一員として重要な役割をもっていることを学ぶ。
活動目的	<ul style="list-style-type: none"> ・育成者(世話人)及び青年リーダーの支援により、異年齢児集団としての特色を活かした各種の活動を実施 ・遊びを通して社会の一員としてのきまり、知識、技能、態度を体得させる場
活動内容	<ul style="list-style-type: none"> ・運動遊び的なもの(スポーツ、野外活動、ゲーム等) ・文化活動的なもの(工作、読書会、人形劇等) ・社会活動的なもの(児童遊園、神社等の清掃、お祭りへの参加等)
構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・会員である子ども(原則 18 歳未満) ・その活動を育成する育成会員(世話人) ・実践活動の指導者(ジュニアリーダー・青年(シニア)リーダー)

(2) 組織（令和4年4月1日現在）



* 市町子ども会連合会は、静岡市清水区、葵区・駿河区が合併前の組織を残しており、県子ども会連合会の組織名簿上は22組織が存在している。

未加入は6市9町：下田市、伊東市、富士宮市、磐田市、焼津市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、吉田町、川根本町、森町

※県子連への市町子連の加入率 **57.1%**
(R4.4.1現在)

〔 R3年度 1,685 〕

(3) 組織人数

(単位：人)

組 織 人 員		令和2年4月1日現在	令和3年4月1日現在	令和4年4月1日現在	全国の状況
①子ども会 会員数	計	79,535	72,330	66,626	3,602,693
	就学前	2,157	1,845	1,523	173,247
	小学生	76,869	69,979	64,563	3,021,177
	中学生・高校生	509	506	540	408,269
②育成者（世話人）数		23,347	20,778	17,823	1,323,078
③青年リーダー数		110	113	129	—
④ジュニア・リーダー数		548	535	417	21,950
※ 全国の状況は、平成21年10月1日現在の 全子連正規加入数				105,919 単子	

(4) 活動の課題

- ・会員数の減少
【会員数】H1年度：約267千人 → R4年度：約66千人
- ・子ども会への加入率自体も年々低下し、中学生・高校生の会員は殆ど居ない。
【小学生加入率】H13年度：75.9% H17年度：68.1% H22年度：62.1%
R2年度：41.1% R3年度：38.1% R4年度：35.8%
(※全国平均H21年度：45.6%)

4 知事表彰等

(1) 子ども会活動功労者に対する知事功労者別表彰（知事褒賞等）

区 分	内 容
概 要	<ul style="list-style-type: none"> ・静岡県子ども会連合会大会において、長年にわたり子ども会活動の発展に寄与してきた人に知事褒賞等を授与 ・県子ども会連合会から知事褒賞の候補者の推薦書が提出される。
授与基準	1 「子ども会活動功労者に対する知事功労者別表彰等取扱要領」別表授与基準（(1)及び(2)のいずれかに該当する者） (1) 県子ども会連合会の理事以上の経験がある。 (2) 次の要件のいずれかに該当する。 ア 子ども会活動指導者・育成者としての活動歴が10年以上あり、子ども会活動の発展に寄与し、他の模範と認められる。 イ 子ども会活動の広域的な発展に著しい功績があり、他の模範と認められる。 ウ その他、全国レベルでのめざましい功績があり、他の模範として認められる。

(2) 子ども会活動体験記作文等（知事賞・部長賞）

区 分	内 容
概 要	「子ども会活動体験記」の表彰は昭和 57 年度（部長賞は昭和 59 年度）から実施。また、昭和 59 年度からは、その時々実施した特定事業（地域福祉促進事業…地域福祉課所管）にかかる体験記をあわせて募集し、静岡県子ども会連合会大会にて表彰を行なっている。 ※平成 18 年度から 20 年度は「海の子・山の子アドベンチャースクール開催事業」、平成 21 年度からは「チャレンジ冒険遊び事業」
受賞 作品数	・子ども会活動体験記作文 知事賞：1名 健康福祉部長賞：3名 ・チャレンジ冒険遊び事業体験記作文（特定事業体験記） 知事賞：1名 健康福祉部長賞：3名
受賞作品 の選定	・審査会が開催され、知事賞、教育長賞及び部長賞を選定 ・例年、県子ども会連合会から、県に表彰候補者選出依頼があり、審査会にて、候補者（各部門6名）を選出する際に、県として投票 ・事前に課内で、こども未来課職員（3名）が「子ども会体験記作文審査基準」を参考に順位付けを行い、3人の得点を単純合計し候補者案を作成し、各部門6名を選出 ※R3 年度審査対象作品数 ・子ども会活動体験記作文：30 作品（R2 年度：30 作品） ・チャレンジ冒険遊び事業体験記作文：15 作品（R2 年度：15 作品）

(3) 静岡県子ども会連合会大会

区 分	内 容
趣 旨	明日を担う子どもたちが、子ども会活動を通して、心身ともにたくましく、心豊かに成長した姿を褒めたたえるとともに、指導育成に尽くされている指導者・育成者の長年の御労苦に対し感謝の意を表する。
主 催	一般社団法人静岡県子ども会連合会
参加者	市町子連育成者・世話人及び指導者、シニアリーダー・ジュニアリーダー子ども会員、子ども会行政機関関係者、その他子ども会関係者

○開催状況

年度	日時・場所	内 容	主な出席者（来賓）
R3	<p>■</p> ※新型コロナウイルス感染予防措置により R4. 3. 6 静岡市 東部勤労者福祉センター清水テルサ	来賓祝辞 コンクール表彰 子ども芸能発表 体験記発表 講評 会長表彰	副知事、県議会議長、富士市長、健康福祉部長、こども未来課長、教育委員会教育部長
R2	<p>■</p> ※新型コロナウイルス感染予防措置により R3. 3. 7 富士市 ロゼシアター		副知事、県議会議長、富士市長、健康福祉部長、こども未来課長、教育委員会教育部長
R1	<p>■</p> ※新型コロナウイルス感染予防措置により R2. 3. 1 浜松市 みをつくし文化センター		副知事、県議会議長、浜松市長、健康福祉部長、こども未来課長、教育委員会教育部長

(4) 第43回関東甲信越静地区子ども会ジュニア・リーダー研修大会

区 分	内 容
目 的	関東甲信越静地区の子ども会ジュニア・リーダーが一堂に集い、各地区における活動の成果を情報交換することを通じて、相互に研鑽を積むことにより、未来の子ども会を担う新しい豊かな感性を体現した人材を育成する。 また、新たな取組等の新情報を持ち帰り、関東甲信越静それぞれの地区において発信していくことにより、もって各県における子ども会活動の一層の振興に貢献する。
日 時	平成27年9月20日(日)～22日(火)
会 場	静岡県立朝霧野外活動センター(富士宮市根原1番地)
主 催	公益社団法人 全国子ども会連合会 関東甲信越静地区子ども会育成連絡協議会 一般社団法人 静岡県子ども会連合会
後 援	文部科学省、静岡県、静岡県教育委員会、富士宮市
開会式来賓	富士宮市長、健康福祉部理事(知事代理)、社会教育課長(教育長代理)
事業内容	KYT講習、応急手当講習等
参加人数 (192名)	関東甲信越静地区の子ども会ジュニア・リーダーシニア・リーダー、指導者等

(5) 第52回関東甲信越静地区子ども会育成研究協議会

区 分	内 容
日 時	令和元年10月20日(日)～21日(月)
会 場	ホテルニューアカオ(熱海市熱海1993-250)
主 催	公益社団法人 全国子ども会連合会 関東甲信越静地区子ども会育成連絡協議会 一般社団法人 静岡県子ども会連合会
参加人数 (330名)	関東甲信越静地区の子ども会指導者・育成者・行政機関担当者・青少年団体関係者等

「児童・少年の健全育成助成」「生き生きシニア活動顕彰」（ニッセイ財団）

（こども未来課）

1 概要

公益財団法人日本生命財団（ニッセイ財団）は、「児童・少年の健全育成の課題は、地域社会を構成する住民や諸組織が連携し、地域活動の一環として取り組むことが重要」との考えに基づき、昭和54年から以下のとおり助成を行っている。

※県が助成対象者を推薦し、ニッセイ財団が助成団体を決定する。

2 令和4年度助成状況

項目	「児童・少年の健全育成助成」	「生き生きシニア活動顕彰」
対象	<ul style="list-style-type: none"> 子どもたちが主体となり、自然体験活動、ボランティア活動、文化伝承活動等を行っている団体 子育て支援活動、療育支援活動等を行っている団体 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者による地域貢献・社会貢献活動を行っている団体 高齢者や児童等の協業により地域奉仕活動を行っている団体（平成19年度より）
助成内容	活動実践のため必要な物品の購入（30～60万円）	一律5万円
助成団体数／額（静岡県）	6団体／312万円 ※応募は7団体	6団体／30万円 ※応募は19団体
助成団体数／額（全国）	265団体／1億2,878万円	205団体／1,025万円

3 令和4年度助成団体概要

団体名	①活動内容 ②助成により期待される活動の広がり・効果	助成品目	助成額
レストランセライ こども食堂	①共働きにより個食になりがち、または経済的困窮や育児放棄により食べることのできない児童のケアの場として、および食育・フードロス・SDGを伝えるこども食堂。 ②加工器具を使用することで食材を余すことなく使い切れる。作業効率の向上により児童の受け皿が広がる。環境考慮型の食器を使いCO2削減の意識を持ってもらえる。	調理器具・食器一式	47
日本ボーイスカウト静岡県連盟 浜松第19団	①社会や自然環境の中での直接体験のきっかけをつくり、様々な体験を通して生きる力を身に着ける。 ②少人数タイプのテントに切り替えることで、新型コロナウイルス感染防止やテントを自分で建てる体験が可能になる。遮光性能の高いタイプに買い替えることで安全に活動ができる。	キャンプ用テント・用具一式	60
特定非営利活動法人はしばみ	①「療育指導教室くれよん」と「児童発達支援事業所にこっと」にて、療育的支援が必要な子どもを対象に、専門職が療育支援を行っている。 ②運動効果はもちろんのこと、バランス感覚の養成や集団生活のルールを学ぶことができる。	療育遊具一式	52

和太鼓 竜神	①和太鼓を演奏する楽しさを伝え、感謝する心、挑戦する心、仲間を大切にする心を育てる。福祉施設等で和太鼓演奏等を行い、利用者の方の生活の活力となれるよう努力する。 ②和太鼓が増えることでより多くの人が和太鼓に触れられる。国産和太鼓を使用し、演奏や体験の時間をより良いものにする。	太鼓一式	58
パタポン 友の会	①毎週土曜日に子どもの本の文庫を開館している。近所の小学生や高齢者、親子連れが定期的に訪れている。 ②新しい本を入れることで、翻訳本や図鑑等の内容が古くなっていることを解決できる。本棚を設置することで読むためのスペースを広げられる。	児童書・ 書架一式	35
ボーイス カウト富 士第2団 ボーイス カウト隊	①野外を教場とした活動を通して各隊の活動目標を達成し、より良き社会人を育成する。 ②工具、炊具、テント等の新調はげがない活動に通じ、人数が増えても同じ条件で活動可能になる。	キャンプ 用テン ト・用具 一式	60

※「生き生きシニア活動顕彰」は記載省略

4 助成団体決定の流れ(令和5年度)

時 期	内 容
R4. 10	募集開始
11	募集締切
R5. 2	ニッセイ財団選考委員会にて選考
4	ニッセイ財団理事会にて助成団体決定
R5. 6	目録贈呈式

5 目録贈呈式

(1) 令和4年度

区 分	内 容
日 時	令和4年5月25日(水) 13:30~14:30
会 場	県男女共同参画センターあざれあ 4階第2研修室
出席者	○ニッセイ財団・日本生命保険相互会社 ・ニッセイ財団専務理事待遇助成事業部長 ・日本生命静岡支社長、次長、法人職域部長 ○静岡県 健康福祉部部長等
助成対象団体	12団体(2団体は欠席)

(2) 令和2年度、令和3年度

※新型コロナウイルス感染予防措置により、開催が中止された。

(3) 令和元年度

区 分	内 容
日 時	令和元年6月3日(月) 13:30~14:00
会 場	静岡県庁本館4階 議会403会議室
出席者	○ニッセイ財団・日本生命保険相互会社 <ul style="list-style-type: none"> ・ニッセイ財団助成事業部担当部長 ・日本生命静岡支社長、次長、法人職域部長 ○静岡県 健康福祉部部長代理、長寿政策課課長代理、静岡県教育委員会社会教育課課長代理、こども未来課参事兼課長代理
助成対象団体	8団体(出席者 12人)

6 公益財団法人日本生命財団

区 分	内 容
概 要	人間性・文化性あふれる真に豊かな社会の建設に資することを目的に設立された多目的の助成型財団
活動内容	次の分野を対象とした助成並びにシンポジウム開催等を行っている。 <ul style="list-style-type: none"> ・児童・少年の健全な育成 ・高齢者の福祉と社会参加 ・環境の改善と健康の増進
設 立	昭和54年7月(平成22年度に公益財団法人に移行)
役 員	会 長 武田 建(関西学院大学 名誉教授) 理事長 甲斐啓史
県との関り	・「児童・少年の健全育成助成」「生き生きシニア活動顕彰」助成 ・平成20年度：知事褒賞贈呈 助成開始30年の節目に健康福祉大会にて贈呈